

8. 農業農村整備事業の制度概要

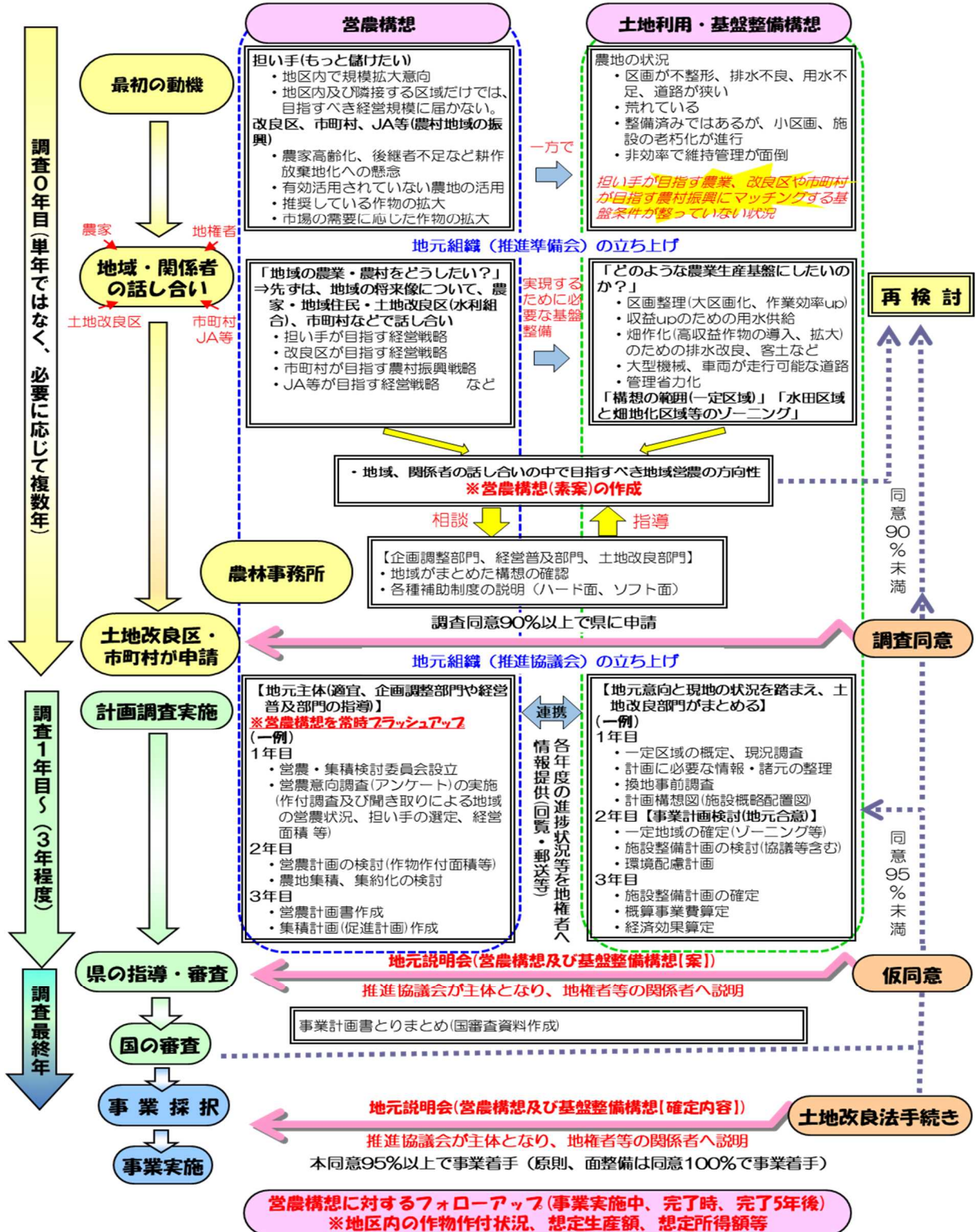
- (1) 農業農村整備事業の進め方
 - (2) 自然環境の保全
 - (3) 農業農村整備事業の制度概要
 - (4) 農業基盤整備資金等
 - (5) 農地中間管理事業
 - (6) 農地売買等事業
- (参考) 補助率推移表

(1) 農業農村整備事業の進め方 (特に、生産基盤の整備について)

地域住民「担い手に農地を借りてほしいが、小さい田畑は借りてくれずこのままでは農地が荒れてしまう」
 担い手「もっと大規模に営農して儲けたいけど、田畑や道路が狭い農地は効率が悪く、借りづらい」
 「米だけではなくいろいろな作物を作りたいけど、排水が悪く作れない」

農業農村整備事業は、農地等を所有・利用する皆様からの声によって、第一歩が始まります。このような話が地域で上がったときは、お住まいの市町村や土地改良区を通して県の農林事務所にご相談ください。地域の皆様の話し合いの下、関係機関が一緒になって課題を解決しながら、事業を進めていきます。

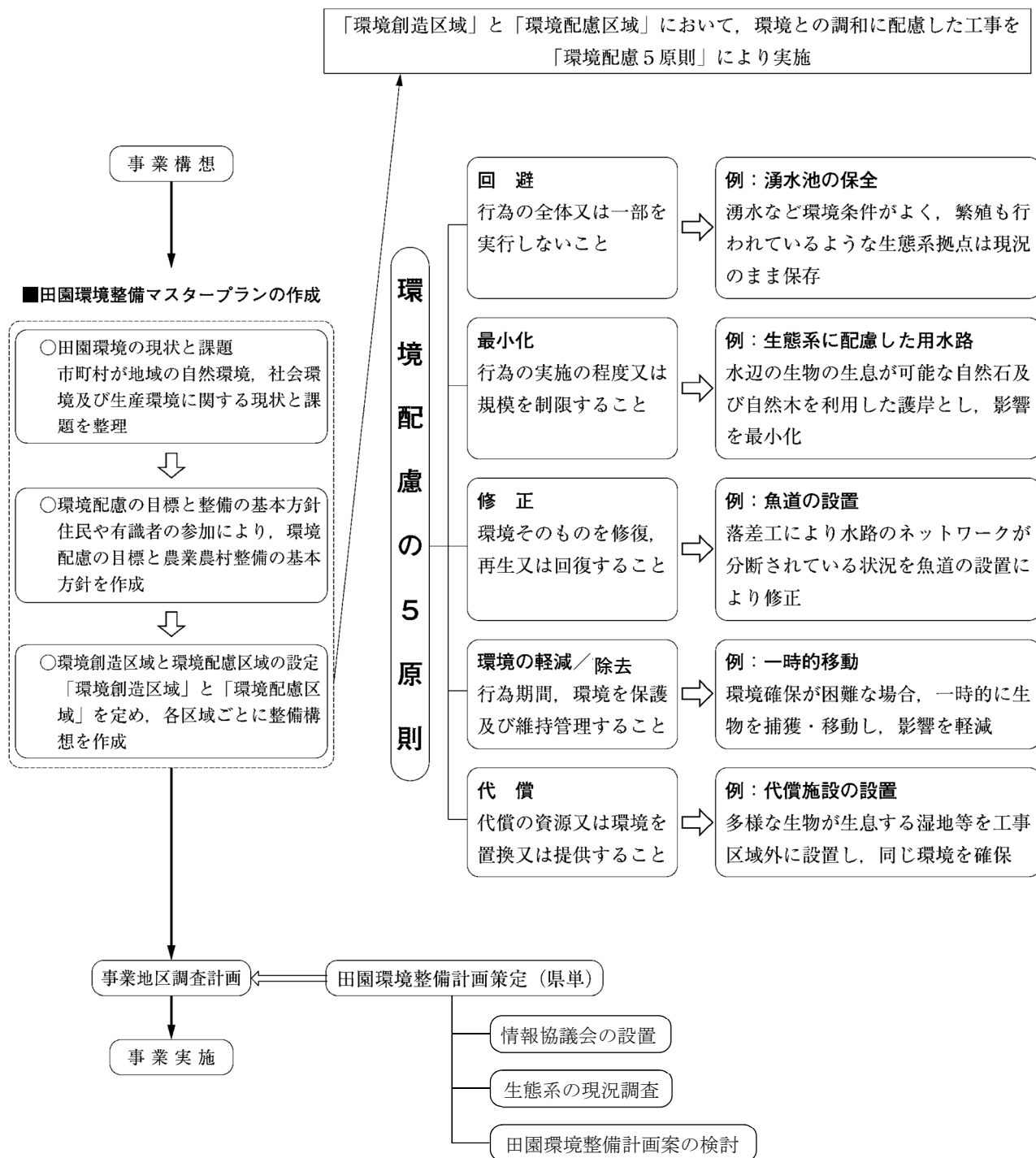
●計画調査の進め方



(2) 自然環境の保全

◎ 田園環境整備計画の策定

平成 14 年度新規採択地区より全事業で実施



(使用上の注意)

本制度概要については、令和6年3月1日時点の内容となっております。この時点以降に行われる要綱等の改正について反映されていない場合がありますので、必ず最新の事業要綱等を確認するようお願いいたします。

1 国営事業			
国営かんがい排水事業（一般型） 受益面積が3,000ha（畑に係るものは1,000ha）以上であり、かつ、末端支配面積が500ha（畑に係るものは100ha、畑地におけるファームボンド等は20ha）以上の農業用排水施設の整備			
かんがい排水事業	国 7/10 県 未定 地元 未定	5,000ha（畑に係るものは2,000ha）かつ有効貯水量7,000千m ³ （畑2,000千m ³ ）以上のダム、5,000ha（畑にかかるものは2,000ha）以上の頭首工、排水機場及び排水樋門	
	国 2/3 県 7/30 地元 3/30	上記以外のダム（H5.4.1より適用）	那珂川沿岸1期
	国 2/3 県 6/30 地元 4/30	上記以外の施設（〃）	那珂川沿岸1期 那珂川沿岸2期
国営かんがい排水事業（特別型） 受益面積が500ha（畑に係るものは100ha）以上の農業用排水施設の整備			
国営施設応急対策事業 【R3採択地区まで】	国 2/3 県 6/30 地元 4/30	応急対策計画に基づいて行う応急対策、施設長寿命化計画に基づいて行う施設の機能の保全を目的とした整備 ・1箇所当たりの事業費が2,000万円以上	鬼怒川南部
国営緊急農地再編整備事業 【R3採択地区まで】	国 2/3 県 6/30 地元 4/30	・受益面積400ha以上（うち区画整理200ha以上） ・耕作放棄地及び耕作放棄地のおそれがある農地を10%以上含むこと ・担い手への農地の利用集積が一定割合以上増加すること	茨城中部
2 農地中間管理機構関連農地整備事業			
※本事業において中山間地域等とは、以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。 (1) 離島振興法：離島振興対策実施地域 (2) 豪雪地帯対策特別措置法：特別豪雪地帯 (3) 山村振興法：振興山村 (4) 半島振興法：半島振興対策実施地域 (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法：過疎地域 (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律：特定農山村地域 (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。） (8) 棚田地域振興法：指定棚田地域 (9) (1)から(8)までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域			
1 農業生産基盤整備事業 ① 農業用排水施設整備事業 ② 農道整備事業 ③ 区画整理事業 ④ 農用地造成 ⑤ 暗渠排水事業 ⑥ 客土事業 ⑦ 除礫 2 農業生産基盤整備付帯事業 ① 土壌改良事業 ② 高付加価値農業施設移転等事業 ③ 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ④ 埋蔵文化財調査事業	3 営農環境整備事業 ① 農業集落道整備事業 ② 農業集落排水施設整備事業 ③ 農業集落防災安全施設整備事業 ④ 農業集落環境管理施設整備事業 ⑤ 用地整備事業 ⑥ 環境整備事業 ⑦ 生態系保全空間整備事業 ⑧ 営農用水施設 ⑨ 農作業準備休憩施設 ⑩ 地域資源利活用基盤	4 農業経営高度化支援事業 ① 指導事業 ② 調査・調整事業 ③ 耕地利用高度化推進事業 ④ 水田貯留機能向上支援事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 ⑤ 水田貯留機能向上推進事業 5 機構集積推進事業	
農地整備事業			
一般型		【事業内容】 担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、機構が借り入れている農地について、区画整理、農用地の造成、農業用排水施設、農道、暗渠排水等の農業生産基盤整備及びこれらと密接な関係のあるものを併せて一体的に実施する事業 (続く)	要領別紙1

<p>一般型</p>	<p>事業主体：県</p> <p>国 50 県 27.5 地元 22.5</p> <p>※中山間の場合 国 55 県 27.5 地元 17.5</p> <p>※推進費として事業費の12.5%（中山間の場合7.5%）を全額国費で交付</p>	<p>【計画の作成】「集積・集団化等促進基盤整備事業」の作成（県）</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1)農地中間管理権：事業施行地域内農用地の全てについて、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること又は地域計画の区域内において農業の経営若しくは農作業の委託を受けていること。</p> <p>(2)受益面積： ①10ha以上（中山間地域等は5ha以上）算入範囲は大字単位が基本 ②事業施行地域内農用地を構成する団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）のまとまりを有する農用地)</p> <p>(3)農地中間管理権の設定期間：事業施行地域内農用地について、事業計画の公告があった日において機構の有する農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間又は当該公告があった日において委託を受けている農業経営等のすべてにかかる委託の期間が15年間以上あること</p> <p>(4)担い手への集団化等： ①全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農用地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること ②担い手の農地利用集積率・担い手の農地集約化率がそれぞれ50%ポイント以上向上すること（ただし、要件（下記「※(4)②要件」参照）を満たす場合は50%ポイント以上向上しない場合でも実施可能） ③収益性の向上：（細部要件は「※(5)細部要件」参照）事業対象農用地の収益性が事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に20%以上向上すること □担い手の農地利用集積率及び農地集約化率がそれぞれ50%ポイント以上向上する場合 ※(5)細部要件：目標年度において、次のいずれかを満たすこと ア) 販売額の20%以上向上が見込まれること イ) 生産コストが20%以上削減され、かつ、コメの作付けがある場合はコメの生産コストが9,600円/kgを下回ることが見込まれること □担い手の農地利用集積率及び農地集約化率がそれぞれ50%ポイント以上向上しない場合 ※(4)②要件：以下の(1)～(3)をすべて満たすこと (1)目標年度において、次のいずれかを満たすこと ア) 米の生産コストが9,600円/60kgを下回ることが見込まれること イ) 作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10パーセント以上増加することが見込まれること、又は、作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50パーセント以上増加することが見込まれること (2)事業実施前の事業対象施行地域内農用地において、狭小・不整形、排水不良等の農用地が過半を占めること (3)事業実施前の担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がいずれもおおむね80パーセント以下であること 「(5)細部要件」：目標年度において、次のいずれかを満たすこと ア) 販売額が20%以上向上することが見込まれること イ) 生産コストが20%以上削減され、かつ、(4)②要件の(1)ア又はイのいずれかを満たすことが見込まれること</p> <p>※その他詳細な要件は、要綱・要領を参照すること</p>	
<p>省力化整備型</p>	<p>国 県 地元</p>	<p>中山間地域等人口減少が著しい地域のうち、過去の基盤整備等を契機に現行の実施要件を達成しており、かつ、更なる集積や保全管理の2割低減等の要件を満たす地区を対象に、畦畔拡幅や法面の緩傾斜化等省力化のための整備を支援</p> <p>※R6拡充であり詳細不明のため、要件等は要綱・要領を参照すること</p>	
<p>実施計画等策定事業</p>			
<p>実施計画策定事業</p>	<p>事業主体：県 国 62.5 県 未定 地元 未定</p>	<p>農地整備事業に係る地域において、事業に必要な諸条件の調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業</p> <p>・対象：農地整備事業の実施が確実と見込まれる地区</p> <p>・策定期間：4年以内</p>	<p>要領別紙2</p>
<p>経営体育成促進換地等調整事業</p>	<p>事業主体：土地改良区、市町村、土地改良事業団体連合会 国 62.5 県 未定 地元 未定</p>	<p>農地整備事業の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成する</p> <p>・対象：農地整備が確実に行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認める地区</p>	<p>要領別紙2</p>
<p>農村環境計画策定事業</p>	<p>事業主体：市町村、県 国 62.5 県 未定 地元 未定</p>	<p>農村環境計画の策定及び策定に必要な現況調査</p>	<p>要領別紙3</p>

3 農業競争力強化農地整備事業

農地整備事業においては、次に掲げるいずれかの区分に応じた「農業競争力強化基盤整備計画」を策定していること
 (1) 国営事業関連区分
 国営事業関連地区等と一体となつて行うもの
 (2) 農地集積促進区分
 事業完了時において、「担い手農地利用集積率」が50%以上となることが確実に見込まれるものであること
 (3) 高付加価値化等促進区分
 高収益作物の導入・生産拡大、集落営農組織等の設立・法人化又は農業用施設や地域活性化施設を用途とする用地を創設するものであること

※本事業において中山間地域等とは、以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。
 (1) 離島振興法：離島振興対策実施地域
 (2) 豪雪地帯対策特別措置法：特別豪雪地帯
 (3) 山村振興法：振興山村
 (4) 半島振興法：半島振興対策実施地域
 (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法：過疎地域
 (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律：特定農山村地域
 (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）
 (8) 棚田地域振興法：指定棚田地域
 (9) (1)から(8)までに準じる地域であつて地方農政局長等が特に必要と認める地域

- | | | |
|---|--|---|
| <p>1 農業生産基盤整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農業用排水施設整備事業 ② 農道整備事業 ③ 区画整理事業 ④ 農用地造成 ⑤ 暗渠排水事業 ⑥ 客土事業 ⑦ 除礫 <p>2 農業生産基盤整備付帯事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土壌改良事業 ② 高付加価値農業施設移転等事業 ③ 交換分合 ④ 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ⑤ 埋蔵文化財調査事業 | <p>3 営農環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農業集落道整備事業 ② 農業集落排水施設整備事業 ③ 農業集落防災安全施設整備事業 ④ 農業集落環境管理施設整備事業 ⑤ 用地整備事業 ⑥ 環境整備事業 ⑦ 生態系保全空間整備事業 ⑧ 営農用水施設 ⑨ 農作業準備休憩施設 ⑩ 地域資源利活用基盤 | <p>4 農業経営高度化支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高度土地利用調整事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 指導事業 イ 調査・調整事業 ② 中心経営体農地集積促進事業 ③ 耕地利用高度化推進事業 ④ 水田貯留機能向上支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 指導事業 イ 調査・調整事業 ⑤ 水田貯留機能向上推進事業 |
|---|--|---|

※以下に記載のない事項については要綱・要領を参照

農地整備事業

<p>経営体育成型</p>	<p>事業主体：県 国 50 県 27.5(30) 地元 22.5(20)</p> <p>()はH22年度新規採択地区まで</p>	<p>【事業の内容】 農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備及びこれに関連する事業</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業の③又は⑤を実施するもの (2) 農業生産基盤整備事業の①～⑦のうち2以上を総合的に実施するもの (3) 上記(1)、(2)と密接な関連のある農業生産基盤整備付帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業等を併せて一体的に整備するもの。</p> <p>【計画の作成】 ・「基盤整備関連経営体育成型等促進計画」の作成（市町村） ・「農用地利用集積促進土地改良整備計画」の作成（県）</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積：20ha以上 (2) 以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと ア 事業完了時に「担い手農地利用集積率」が以下のとおり増加すること (1) 40%未満 → 50%以上となること (2) 40%～50% → 10%以上増加すること (3) 50%～55% → 60%以上となること (4) 55%～90% → 5%以上増加すること (5) 90%～95% → 95%以上となること (6) 95%以上 → 担い手への農地利用集積が図られること イ 事業完了時に「担い手農地集約化面積」が以下のとおり増加すること (1) 23%未満 → 30%以上 (2) 23%～35% → 7%以上増加すること (3) 35%～38.5% → 42%以上 (4) 38.5%～63% → 3.5%以上増加すること (5) 63%～66.5% → 66.5%以上 (6) 66.5%以上 → 担い手への集約化が図られること ウ 事業完了時に農地所有適格法人等が育成されること</p>	<p>要領別紙1</p> <p>※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、中心経営体農地集積促進事業の活用が可能であり、事業費の最大12.5%の助成が受けられる。</p>
---------------	---	--	---

<p>中山間地域型</p>	<p>事業主体：県 国 55 県 27.5 地元 17.5</p>	<p>【事業の内容】 ※経営体育成型と同じ ※中山間地域において実施するもの 【計画の作成】 ※経営体育成型と同じ 【採択要件】 (1)受益面積：10ha以上 ※その他詳細な要件は要綱・要領を参照のこと</p>	<p>要領別紙 1</p> <p>※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、中心経営体農地集積促進事業の活用が可能であり、事業費の最大7.5%の助成が受けられる。</p>
<p>実施計画等策定事業</p>			
<p>実施計画策定事業</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区、土地改良事業団体連合会等 (県営) 国 50(55) 県 25(22.5) 地元 25(22.5) ※()は中山間地域等の場合 (団体営) 未定</p>	<p>農地整備事業又は水利施設等保全高度化事業の畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型に係る地域において、当該事業に必要な諸条件についての調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：農地整備事業等の実施が予定されている地区 ・策定期間：1年、2年ないし4年以内 	<p>要領別紙 2</p>
<p>経営体育成促進換地等調整事業</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区、土地改良事業団体連合会等 (県営) 国 50(55) 県 25(22.5) 地元 25(22.5) ※()は中山間地域等の場合 (団体営) 未定</p>	<p>農地整備事業の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：農地整備が確実に行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認める地区 	<p>要領別紙 2</p>
<p>農村環境計画策定事業</p>	<p>事業主体：市町村、県 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p>農村環境計画の策定及び策定に必要な現況調査</p>	<p>要領別紙 4</p>
<p>農業基盤整備促進事業</p>	<p>事業主体：市町村、土地改良区、中間管理機構等 定率助成： 国 50(55) 県 14(14) 地元 36(31) ※()は中山間地域等の場合 定額助成： 国 事業種類による</p>	<p>水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の整備等の地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな基盤整備を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費：200万円以上 ・受益面積：5ha以上 ・受益者数：2人以上 <p>○定率助成 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全、調査・調整、指導</p> <p>○定額助成 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、除礫 ※中心経営体に集約化(面的集積)する農地については、定額助成単価に加算</p>	<p>要領別紙 5</p>

4 水利施設等保全高度化事業

次に掲げるいずれかの区分に応じ、「水利施設等保全高度化整備計画」を作成していること。
 (1) 高付加価値化区分： 高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるもの
 (2) 農地集積促進区分： 事業完了時において「担い手農地利用集積率」が50%以上となることが確実と見込まれるもの
 (3) 水管理省力化区分： 水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するもの
 (4) 洪水調節機能強化区分： 既存ダムの洪水調節可能容量の増大等、洪水調節機能の強化に資するもの
 ※各事業メニューの細部要件については、実施要領を参照すること。

※畑地帯総合整備事業における中山間地域等は、以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

- (1) 離島振興法：離島振興対策実施地域
- (2) 豪雪地帯対策特別措置法：特別豪雪地帯
- (3) 山村振興法：振興山村
- (4) 半島振興法：半島振興対策実施地域
- (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法：過疎地域
- (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律：特定農山村地域
- (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）
- (8) 棚田地域振興法：指定棚田地域
- (9) (1)から(8)までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

- | | | |
|---|--|--|
| <p>1 農業生産基盤整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③客土事業 ④暗渠排水事業 ⑤区画整理事業 ⑥除礫 ⑦農用地造成 ⑧農地保全 ⑨堆砂対策事業 ⑩緊急水管理システム整備事業 ⑪低炭素施設整備事業 <p>2 農業生産基盤整備附帯事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①土壌改良事業 ②高付加価値農業施設移転等事業 ③交換分合 ④耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ⑤埋蔵文化財調査事業 | <p>3 営農環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農業集落道整備事業 ②農業集落排水施設整備事業 ③農業集落防災安全施設整備事業 ④農業集落環境管理施設整備事業 ⑤用地整備事業 ⑥環境整備事業 ⑦生態系保全空間整備事業 ⑧営農用水施設整備事業 ⑨農作業準備休憩施設整備事業 ⑩地域資源利活用基盤整備事業 ⑪水管理施設整備事業 | <p>4 農業経営高度化支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高度土地利用調整事業
ア指導事業
イ調査・調整事業 ②農業経営高度化促進事業
ア産地形成促進事業
イ産地形成支援事業
ウ中心経営体農地集積促進事業 ③耕地利用高度化推進事業 <p>5 農業水利施設省エネルギー化支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農業水利施設省エネルギー化支援事業 |
|---|--|--|

水利施設整備事業

<p>基幹水利施設整備型</p>	<p>事業主体：県 国 50(50) 県 25(29) 地元 25(21)</p> <p>※()は更新事業の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <p>(1) 用排水施設整備事業を実施するもの (国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く)</p> <p>【採択要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)から(6)までに掲げるいずれかの要件を満たすこと ・既存の基幹的農業水利施設の改修を実施する場合にあつては、当該施設の機能保全計画が策定されていること。 (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積200ha以上、かつ、末端支配面積100ha以上 (2) 現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設の新設又は変更 <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積100ha以上、かつ、末端支配面積20ha以上 (3) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行う国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更 <ul style="list-style-type: none"> ・末端支配面積100ha以上のものの受益面積の合計が200ha以上 (4) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行うものであって、国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更 <ul style="list-style-type: none"> ・末端支配面積20haのものの受益面積の合計が100ha以上 (5) 畑地を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設（附帯施設を含む）を伴う農業用排水施設の新設又は変更 <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積100ha以上 (6) 河川に設置されている取水施設が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積200ha以上、これに要する費用の額5千万円以上 <p>※ただし、取水施設の機能障害対策に係る事業費の受益者負担金は当該費用の15%以内とする</p>
------------------	--	--

<p>農業用水再編対策型</p>	<p>事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】 (1) 用排水施設整備事業を実施するもの (2) 水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積200ha以上、かつ、末端支配面積が5ha以上（ただし、管水路は、末端支配面積の制限はなし） (2) 実施地域内に100ha以上の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）が含まれること (3) 次に定める要件のいずれかに該当すること ア 再編水量が0.5m³/s以上 イ 再編水量の比率が10%以上 (4) 農業用水再編対策協議会を設置（県知事）し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること</p>	
<p>地域用水機能増進型</p>	<p>事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】 (1) 用排水施設整備事業を実施するもの (2) 地域用水機能（かんがい用水である農業用水が有する生活用水機能、防火用水機能、景観保全機能、消流雪用水機能等をいう。）を正当に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能の増進に資するもの</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積200ha以上、かつ、末端支配面積5ha以上 (2) 末端支配面積5ha以上の区域の全ての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長割合が10%以上 (3) 地域用水機能指標の増進割合5%以上 (4) 地域用水対策協議会の設置、活動（土地改良区又は市町村）</p>	
<p>流域水質保全機能増進型</p>	<p>事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】 (1) 用排水施設整備事業を実施するもの (2) 環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等を対象に、地域用水機能のうち特に水質浄化機能の維持増進に資する用排水施設を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に資するもの</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積200ha以上 (2) 対象施設の末端支配面積100ha以上（末端支配面積5ha以上の一体的に機能を発揮する施設を含む） (3) 広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域において行われるもの (4) 受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されていること (5) 環境基本法に基づく水質基準が未だ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であり、法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること (6) 地域用水対策協議会の設置、活動（土地改良区又は市町村）</p>	
<p>排水対策特別型</p>	<p>事業主体：県 国 50(50) 県 25(29) 地元 25(21)</p> <p>※()は更新事業の場合</p>	<p>【事業内容】 (1) 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水施設等の更新又は整備を実施するもの (2) 上記(1)の事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び生産基盤整備事業の③④⑤に掲げるものであって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とする次のものとを併せて一体的に実施するもの。 ア 排水施設と一体としての機能を有するもの イ 排水施設の整備と併せ行うことにより相互の事業効率を高めるもの ウ 排水施設の受益面積及び事業費に比して小規模なもの</p> <p>【採択要件】 (1) 受益地が原則として次のいずれかに該当するもの、かつ、ア又はイに該当する水田面積が受益地内の50%以上。 ア 降雨時において、排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田 イ 常時地下水位が高い水田(※) ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田 (2) 受益面積20ha以上</p>	<p>※夏期（田面から50cm未満）、冬期（田面から70cm未満）</p>

<p>基幹水利施設保全型</p>	<p>事業主体：県 国 50 県 29 地元 21</p>	<p>【事業内容】 対象施設：国営造成施設及び県営造成施設 (1) 機能保全計画の策定(※) (機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む) (2) 機能保全計画等に基づく対策工事の実施 (3) 発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事の実施 (現地仮復旧を含む)</p> <p>【採択要件】 (1) 既設施設を有効活用するものであって、施設機能の向上を主な目的としないもの (2) 事業内容(1)の対象となる県営造成施設は、実施方針に位置づけられたもの (3) 事業内容(2)については、 ・機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること ・法律補助の場合、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であり、末端支配面積100ha以上であること (4) 事業内容(3)については、実施方針により県知事が選定した施設であること (5) 基幹水利施設管理事業と一体的に実施する場合は、事業採択の申請時に基幹水利施設管理強化計画を併せて提出すること</p>	<p>※機能保全計画で定めるもの ア 施設現況調査(構造物の環境条件、変状、施設状況等)の概要及び結果 イ 施設機能診断(劣化度合いの測定等)の概要及び結果 ウ 劣化原因究明のための構造物の監視 エ 機能保全対策(対策工法、対策時期、対策概略費)</p>
<p>水利施設集約再編型</p>	<p>事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】 (1) 用排水施設整備事業を実施するもの (2) 国営造成施設又は県営造成施設の老朽化等による機能低下がみられる地区 (3) 農業用排水施設の集約・再編を伴う整備を行い、農業水利ストックの適正化に資するもの</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積100ha以上 (田以外の農用地を受益地とする場合は20ha以上) (2) 機能保全計画等において、老朽化等による機能低下がみられる施設であり、補修又は更新を要するもの (3) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に当たり、次のいずれかに該当するもの。 ア 2以上の施設を対象、かつ、これらの施設が有する機能を1以上の施設に集約するもの (施設の新設又は機能向上を伴う場合を含む) イ 営農計画の変更に伴い、対象施設の規模を縮小するもの (4) 施設計画において、単独で更新する場合と集約・再編を行う場合における総費用を比較し、集約・再編を行う方が、地区全体での施設の更新等に要する費用が低減されること。(総費用：事業を実施した場合に要する工事費、用地費及び補償費等)</p>	
<p>低炭素農業水利システム構築型</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】 ・農業水利施設等の省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を図るもの (1) 低炭素施設整備事業を実施するもの (2) 用排水施設整備事業を実施するものであって、上記(1)の事業と一体的に実施するもの</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積は、本事業による整備により、売電収入の維持管理費への充当や省エネによる維持管理費の節減の恩恵を受ける全ての施設の受益面積とする。 (売電収入や維持管理費の軽減により経常賦課金が減額される区域) (2) 省エネルギー化や再生可能エネルギー利用に向けた低炭素農業水利システム整備計画を策定すること</p>	

<p>洪水調節機能強化型</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区等 ※洪水対策型は、県、市町村、土地改良区等 ※流域治水推進型は、県のみ 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】 洪水対策型 (1) 生産基盤整備事業の①⑨⑩に掲げる事業のうち1以上を実施するもの (2) 「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定の締結が完了又は当該年度中に締結される見込みがある水系に存在する農業用ダム（以下「治水協定ダム」という。）及び治水協定ダム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施するもの</p> <p>流域治水推進型 (1) 用排水施設整備事業を実施するもの (2) 水田貯留機能の向上に向けた取組を行う地域において、老朽化した農業水利施設の一体的な整備を行い、流域治水の取組の推進に資するもの</p> <p>【採択要件】 洪水対策型 (1) 治水協定の締結が完了又は当該年度中に締結される見込みがある水系で実施すること (2) 治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること (3) 生産基盤整備事業の⑩の実施に際しては、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限ることとし、その対象は、治水協定により新たに整備を要するダムであること (4) 法律補助の場合、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であり、末端支配面積100ha以上であること</p> <p>流域治水推進型 (1) 受益面積が200ha以上（田以外の農用地を受益地とする場合は100ha以上） (2) 受益面積の5割以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであること (3) 以下のいずれかを満たす地域で実施すること ア 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの イ 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの ウ 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの</p>	
<p>農地集積促進型</p>	<p>事業主体：県 国 50 (55) 県 27.5(27.5) 地元 22.5(17.5) ※()は中山間地域等の場合</p>	<p>【事業内容】 ・水管理の省力化のための農業用排水施設の整備等を行うことにより、担い手への農地集積・集約を促進するもの (1) 用排水施設整備事業を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業③④⑤並びに農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの (3) 国営かん排事業（農地集積促進型）と併せて、中心経営体農地集積促進事業を一体的に実施するもの</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積20ha(中山間地域等10ha)以上 (2) 事業完了時における担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ次のとおり増加 ・40%未満 → 50%以上 ・40%以上50%未満 → 10ポイント以上増加 ・50%以上55%未満 → 60%以上 ・55%以上90%未満 → 5ポイント以上増加 ・90%以上95%未満 → 95%以上 ・95%以上 → 担い手への利用集積が図られること (3) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合、目標年度において中心経営体集積率が55%以上</p>	

<p>畑作等推進支援水利再編型</p>	<p>事業主体：県 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域等の場合</p>	<p>【事業内容】 ・営農の変化に応じた農業用排水施設の整備等を行うことにより、水田から畑作物等への作付転換を促進するもの (1) 用排水施設整備事業を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業③④⑤並びに農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積20ha(中山間地域等10ha)以上 ※受益面積に占める水田面積は50%以上 (2) 事業完了時における受益地内の水田面積における畑作物等の作付面積が5ha以上、かつ、20%以上増加すること</p>	<p>※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、産地形成支援事業の活用が可能であり、事業費のうち農家負担額相当分の助成(全額国費)が受けられる。</p> <p>※本事業の実施地区については、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外となる。</p>
<p>簡易整備型</p>	<p>事業主体：市町村、土地改良区等 【市町村営】 国 50(55) 県 14(14) 地元 36(31) 【土地改良区営】 国 50(55) 県 14(14) 地元 36(31)</p> <p>※()は中山間地域等の場合</p>	<p>【事業内容】 (1) 用排水施設整備事業を実施するもの (2) 給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備</p> <p>【採択要件】 (1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上 (2) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上 (3) 1地区当たりの受益面積が、5ha以上</p>	
<p>畑地帯総合整備事業</p>			
<p>畑地帯総合整備型 (担い手育成対策)</p>	<p>事業主体：県 国 50(55) 県 27.5(27.5) 地元 22.5(17.5)</p> <p>※()は地区の一部に中山間地域等が含まれる場合、中山間地域等の面積にのみ適用</p>	<p>【事業内容】 (1) 生産基盤整備事業①②⑤のうち1以上を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業③④⑥⑦⑧並びに農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業及び農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積20ha以上 ※中山間地域等にあつては、事業の申請時に担い手が1戸以上ある場合に限り10ha以上 ※樹園地にあつては、以下のすべての要件を満たす場合、0.5ha以上の団地の合計面積が5ha以上 ①産地構造改革計画の策定 ②事業完了時点で、優良品目・品種の作付面積が、地区全体の経営面積の20%以上 (2) 調査・調整事業を実施する場合にあつては、ア)又はイ)のいずれかの要件を満たすこと ア) (a)又は(b)のいずれかの要件を満たすこと (a) 事業完了時における担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ次のとおり増加 ・20%未満 → 30%以上 ・20%以上50%未満 → 10%ポイント以上増加 ・50%以上55%未満 → 60%以上 ・55%以上90%未満 → 5%ポイント以上増加 ・90%以上95%未満 → 95%以上 ・95%以上 → 担い手への集約化が図られること (b) 事業完了時に次のいずれかを満たすこと ・認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上 ・認定農業者数が事業開始時に比べ30%以上増加 イ) 担い手に農地所有適格法人を除く法人を位置づけた場合、当該法人に係る農地集積率が30%以上 (3) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合、目標年度において中心経営体集積率が55%以上 (4) 県は、市町村から「農業農村活性化計画」の提出を受けた上で「畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画」を作成すること</p>	

<p>畑地帯総合整備型 (担い手支援対策)</p>	<p>事業主体：県 国 50 (55) 県 27.5(27.5) 地元 22.5(17.5)</p> <p>※()は地区の一部に中山間地域等が含まれる場合、中山間地域等の面積にのみ適用</p>	<p>【事業内容】</p> <p>(1) 生産基盤整備事業①②⑤のうち1以上を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業③④⑥⑦⑧並びに農業生産基盤整備附帯事業及び営農環境整備事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの (3) 単独施設整備 畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業 (4) 単独土層改良 以下のア)又はイ)を行う事業 ア) 生産基盤整備事業③④⑥、農業生産基盤整備附帯事業①並びにこれを補完するための生産基盤整備事業⑧、農業生産基盤整備附帯事業③、 営農環境整備事業④ イ) 生産基盤整備事業④のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる同欄の①に掲げる事業のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する事業 (5) 単独営農用水 営農用水施設整備事業のみを行う事業 (6) 単独水管理施設 水管理施設整備事業のみを行う事業</p> <p>【採択要件】</p> <p>(1) 受益面積30ha以上 ※樹園地の場合は、5ha以上の団地の合計面積が10ha以上 (2) 県は、市町村から「畑地帯営農促進基本計画」を受けた上で、「畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画」を作成すること</p>	<p>※以下の事業の採択要件については、詳細を省略しているため事業実施要領を参照のこと。</p> <p>(3) 単独施設整備 (4) 単独土層改良 (5) 単独営農用水 (6) 単独水管理施設</p>
<p>畑地帯総合整備 中山間地域型 (担い手育成対策)</p>	<p>事業主体：県 国 55 県 27.5 地元 17.5</p>	<p>【事業内容】</p> <p>・畑地帯総合整備型(担い手育成対策)と同様であって、中山間地域等で実施するもの</p> <p>【採択要件】</p> <p>(1) 受益面積10ha以上であって、事業の申請時に担い手が1戸以上 ※その他の要件については、畑地帯総合整備型(担い手育成対策)に準ずる</p>	
<p>畑地帯総合整備 中山間地域型 (担い手支援対策)</p>	<p>事業主体：県 国 55 県 27.5 地元 17.5</p>	<p>【事業内容】</p> <p>・畑地帯総合整備型(担い手支援対策)と同様であって、中山間地域等で実施するもの</p> <p>【採択要件】</p> <p>※要件については、畑地帯総合整備型(担い手支援対策)に準ずる</p>	
<p>高収益作物導入促進型</p>	<p>事業主体：県 国 50 (55) 県 27.5(27.5) 地元 22.5(17.5)</p> <p>※()は中山間地域等の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <p>(1) 生産基盤整備事業①又は④を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業②(農作業道の変更に限る。)③⑤⑥⑦⑧並びに農業生産基盤整備附帯事業①④並びに農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの (3) 国営かん排事業(高収益作物導入促進事業)と併せて、産地形成促進事業を一体的に実施するもの</p> <p>【採択要件】</p> <p>(1) 受益面積20ha(中山間地域等にあつては10ha)以上 ※受益面積に占める水田面積は50%以上 (2) 導入促進整備計画に定める目標年度において、高収益作物の作付面積が、生産基盤整備事業の開始時に比べ、次のとおり増加することが確実に見込まれること ア 当該事業の受益地における作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が5%ポイント以上増加 イ 高収益作物を新たに作付する面積が2ha(中山間地域等は1ha)以上 ウ 産地形成促進事業を実施する場合は、ア及びイに加え、面積割合が10%以上 (3) 事業内容(3)の場合にあつては、事業内容(1)及び(2)の規定にかかわらず、高収益作物の作付面積が、国営かん排事業(高収益作物導入促進事業)の開始時に比べ次のとおり増加することが確実に見込まれること。 ア 面積割合が5%ポイント以上増加 イ 面積割合が10%以上</p>	<p>※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、産地形成促進事業の活用が可能であり、事業費の最大12.5%の助成が受けられる。</p> <p>※本事業の実施地区については、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外となる。</p>

<p>高収益作物転換型</p>	<p>事業主体：県、市町村、県土連、土地改良区等 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域等の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <p>(1) 生産基盤整備事業①③④⑤のうち1以上を実施するもの</p> <p>(2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業②⑥⑦⑧並びに農業生産基盤整備附帯事業①④並びに農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものと併せて一体的に実施するもの</p> <p>【採択要件】</p> <p>(1) 受益面積 水田5ha以上 ※水田の団地面積がそれぞれ1ha（中山間地域等にあつては0.5ha）以上</p> <p>(2) 産地推進計画に本事業の実施が位置付けられていること</p> <p>(3) 導入促進整備計画に定める目標年度において、高収益作物の作付面積が、農業生産基盤整備事業の開始時に比べ次のとおり増加すること ア 受益作付面積割合が5割以上 イ 受益作付面積割合が10%ポイント以上増加</p> <p>(4) 高収益作物は基幹作物として作付けすること ※ただし、ブロックローテーションや2年3作等の営農体系により高収益作物への転換を図る場合においては、高収益作物が営農体系の中心となっていることを確認すること</p>	<p>※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、産地形成支援事業の活用が可能であり、事業費のうち農家負担額相当分の助成（全額国費）が受けられる。</p> <p>※本事業の実施地区については、水田活用の直接支交付金の交付対象水田から除外となる。</p>
<p>畑作物等転換型</p>	<p>事業主体：県、市町村、県土連、土地改良区等 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域等の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <p>(1) 生産基盤整備事業①③④⑤のうち1以上を実施するもの</p> <p>(2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業②⑥⑦⑧並びに農業生産基盤整備附帯事業①④並びに農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものと併せて一体的に実施するもの</p> <p>【採択要件】</p> <p>(1) 受益面積 水田5ha以上 ※水田の団地面積がそれぞれ1ha（中山間地域等にあつては0.5ha）以上</p> <p>(2) 受益地内の全ての農地において、畑作物等が作付されること ※ただし、ブロックローテーションや2年3作等の営農体系により畑作物等への転換を図る場合においては、畑作物等が営農体系の中心となっていることを確認すること</p>	<p>※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、産地形成支援事業の活用が可能であり、事業費のうち農家負担額相当分の助成（全額国費）が受けられる。</p> <p>※本事業の実施地区については、水田活用の直接支交付金の交付対象水田から除外となる。</p>
<p>実施計画策定事業</p>			
<p>水利用調整事業 【令和7年度まで】</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域等の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <p>(1) 水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等 ①水利使用の見直しに当たり、水田農業高収益化推進計画に係る産地推進計画に位置付けのある地区にあつては、導入する高収益作物、栽培の方法、農業水利施設の構造等を踏まえ、農業用水の確保と有効利用を図るもの【定額】 ②環境用水等とは、環境用水、消流雪用水、防火用水及び冬期湛水（非かんがい期の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。）用水を示すものとし、その内容は、用水の取得・再生に係る調査・調整であつて、次に掲げるもの ア 用水の需要調査 イ 試験通水等による協議、操作管理等調整</p> <p>(2) 農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る取組効果の検証</p> <p>(3) 小水力発電施設の発電用水の確保等に係る調査・調整</p> <p>【採択要件】</p> <p>・事業内容(1)及び(2)について</p> <p>(1) ①農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念され、水利用調整事業計画に定められている地域 ②環境用水又は冬期湛水用水を取得する場合にあつては、 ア 河川管理者や関係機関（都道府県、市町村、土地改良区、農業水利組合、関係利水者、地域の代表者等をいう。以下同じ。）により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること イ 事業計画区域が、田園環境整備マスタープランの環境創造区域若しくは環境配慮区域のいずれかに区分されること又は地方農政局長等が認める環境配慮を重視する計画に位置付けられること ③消流雪用水を取得する場合にあつては、 ア 河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること イ 事業で取得する消流雪用水が地方公共団体の除雪計画に位置付けられること</p> <p>(2) 治水協定の締結が完了している水系で実施するもの</p>	

<p>施設計画策定事業 【令和7年度まで】</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 定額</p>	<p>【事業内容】 ・整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等 (1) 実施計画策定 (2) 水管理方法の技術的検討 (3) 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備、管理マニュアルの作成 (4) 小水力等発電施設の導入に向けた検討、調査 (5) その他、地域の水管理上必要となる調査・計画等</p> <p>【採択要件】 (1) 当該事業費が200万円以上</p>	
<p>機能保全計画策定事業 【令和7年度まで】</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 定額</p>	<p>【事業内容】 ・農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画の策定 (1) 農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定 (機能保全計画の策定に必要な当該施設の機能診断を含む。) ア 施設現況調査（建造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果 イ 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果 ウ 劣化原因究明のための建造物の監視 エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）</p> <p>【採択要件】 (1) 末端支配面積が10ha以上</p>	

5 中山間地域農業農村総合整備事業

<p>中山間地域農業農村総合整備事業</p>	<p>事業主体：県、市町村 国 55 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】 ・中山間地域の農地や農業水利施設、農道等の生産基盤の整備とともに、生産・販売施設等の総合的な整備を通じて、高収益作物の導入拡大や農産物の高付加価値化等による農業者の所得確保、耕作の維持が難しい農地の粗放的利用を含めた土地基盤の再編や整序化、インパウンド需要の取り込み等の地域の特色ある農業の展開を基軸とした地域の活性化の取組による新たな就業機会の創出などを図る</p> <p>1 農業生産基盤整備 農業用排水路施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、農用地の改良又は保全、土地基盤の再編・整序化、埋蔵文化財調査</p> <p>2 農村振興環境整備 農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落防災安全施設整備、用地整備、生産・販売・交流・農泊等活性化施設整備、情報基盤施設整備、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備、交換分合、農村資源活用推進施設整備</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積：農業生産基盤整備 1 工種以上かつ全体で 2 工種以上 農業生産基盤整備の合計で10ha以上 (生産・販売施設等と一体で実施する場合は、農業生産基盤の受益面積5ha以上) (2) 対象地域：6法（過疎・山村振興・特定農山村等）指定地域 ※農業生産基盤整備を実施する地域にあつては林野率が50%以上であり、かつ、主傾斜が100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占める地域 ※事業実施区域が次に定める要件を満たす地域 ・地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域で、以下のいずれかを満たす地域 ①販売額の増加 ②営農コストの削減 ③集出荷・加工コストの削減 ・地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域で、以下のいずれかを満たす地域 ①耕作の維持が難しい農地の粗放的利用等の土地基盤の再編・整序化等を計画し取り組む ②水管理の省力化等を図るための水利施設の再編・統廃合等を計画し取り込む (3) 中山間地域農業農村総合整備計画を策定していること</p>	
------------------------	---	---	--

6 農村地域防災減災事業

※本事業において、「団体」とは、市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものをいう。
 ※細分要件は、要領別紙を参照すること。
 ※本事業において、中山間地域とは次に掲げる地域に該当する市町村をいう。
 ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法：過疎地域
 イ 山村振興法：振興山村
 ウ 離島振興法：離島振興対策実施地域
 エ 半島振興法：半島振興対策実施地域
 オ 沖縄振興特別措置法：離島
 カ 特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律：特定農山村地域
 キ 豪雪地帯対策特別措置法：特別豪雪地帯
 ク 棚田地域振興法：指定棚田地域

※本事業において、「災害防除対策推進地域等」とは、以下のいずれかの要件を満たす地域をいう。
 ア 大規模地震対策特別措置法：地震防災対策強化地域
 イ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法：南海トラフ地震防災対策推進地域
 ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
 エ 首都直下地震対策特別措置法：首都直下地震緊急対策区域
 オ 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法：台風常襲地帯
 カ 豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定された地域
 キ 中山間地域
 ク 過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域
 ケ その他上記地域の指定要件と同等の地域であって、農村振興局長が必要と認める地域

※本事業において、「二次災害が予想される地区」とは、豪雨、地震、社会的要因等により当該地区の農用地や農業用施設等が被害を受けた場合に、この被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地区をいう。

※本事業にあつては、「農村地域防災減災総合計画」又は「農村地域防災減災推進計画」に位置付けられた事業であること。

I 調査計画事業

<p>(1) 調査計画事業</p>	<p>事業主体：県又は団体（事業内容1の(1)及び(5)の事業にあつては、県又は市町村） 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定]</p> <p>※[]は団体の場合</p>	<p>【事業内容】 1 農村地域防災減災総合計画等策定 (1) 農村地域防災減災総合計画策定 ・地域・施設の諸条件について調査し、「農村地域防災減災総合計画書」又は「農村地域防災減災推進計画書」を策定する (2) 安全度評価 ・農業用施設や農村防災施設等の機能診断等の調査を行い、地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うため「農村災害対策整備計画」を作成する (3) 防災情報管理システム整備計画策定 ・地域及び農業用施設の諸条件について調査し、防災情報管理の対象となる地域又は施設の設定の考え方、運用方法及び期待される効果等を検討し、「防災情報管理システム整備計画」を作成する (4) 地域危機管理整備計画策定 ・危機管理の対象とすべき農業施設等、関連する流域、減災活動の最小単位となる集落・自治会の範囲等を総合的に勘案して、地域の危機管理が効率的・効果的に実現できる危機管理区域を設定し、それぞれの危機管理区域ごとに危機管理区域の設定の考え方、整備方針及び期待される効果等を検討し、「地域危機管理整備計画」を作成する (5) 地域排水機能強化計画策定 ・地域の排水機能を強化するため、既存の土地改良施設の評価に必要な調査を行うとともに、当該施設の整備方針及び期待される効果等を検討し、「地域排水機能強化計画」を策定する 2 ため池緊急防災対策情報整備 ・人命、家屋又は公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報を整備する</p> <p>【実施要件】 (1) 事業内容1の(1)(2)は、事業内容1の(3)～(5)又は事業内容2若しくは実施要綱別表1の区分Ⅱ又はⅢの事業を行う見込みがあること (2) 事業内容1の(3)(4)は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること ア 災害の発生するおそれが高い、又は周辺への影響が著しく大きい農業施設等 イ 同一市町村又は関連する流域の地域において、農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積の合計が10ha（5ha）以上 ※災害防除対策推進地域等の場合 (3) 事業内容1の(5)は、次に掲げる要件に該当するもの ア 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること イ 既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより、一体的に効果が発現することが見込まれること</p>	<p>要領別紙1</p>
-------------------	--	--	--------------

II 整備事業			
1 用排水施設等整備			
<p>(1)防災ダム整備事業のうち、 防災ダム整備事業</p>	<p>事業主体：県 国 55 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む。）の新設又は改修及び併せ行う関連整備</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 防災受益面積100ha以上（特例地域は、防災受益面積70ha以上） ※ 特例地域とは、台風常襲地帯、豪雪地帯又は振興山村であり、次に掲げる要件をすべて満たす地域 ア 当該事業の計画年度の前年度から過去10か年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき定められた地域であって、洪水により農地、農作物又は農業用施設に被害が発生した地域 イ 将来における洪水の発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること</p>	<p>要領別紙2</p>
<p>(1)防災ダム整備事業のうち、 実施計画策定等</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 実施計画策定 ・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画の策定</p> <p>2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 ・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定</p> <p>3 施設長寿命化計画策定 ・機能診断等の調査を行い、「施設長寿命化計画」を策定</p>	<p>要領別紙2</p>
<p>(2)ため池整備事業のうち、 ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）</p>	<p>事業主体：県又は市町村 (大規模) 国 55 県 25 地元 20 (小規模) 国 50(55) 県 25(22.5) 地元 25(22.5) ※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 大規模事業 ・防災重点農業用ため池、又は、 ・施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次のいずれかに該当するもの ア 防災受益面積70ha以上、かつ、受益面積40ha以上 イ 防災受益面積7ha以上、かつ、受益面積2ha以上、 想定被害額（農外）3億円以上</p> <p>(2) 小規模事業 ・防災重点農業用ため池、又は、 ・施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次に該当するもの ア 防災受益面積7ha以上又は想定被害額（農外）4,000万円以上、 かつ、受益面積2ha以上 イ 総事業費800万円以上</p> <p>(3) 農地等の洪水調節機能の発揮のための整備 ・対策の対象となる農地面積が10ha以上であり、 ・次に掲げるもの ア 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備 イ 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備 ウ 対象農地の関連整備</p> <p>(4) 耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修 ・次のいずれかに該当するもの ア 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがあるため池の改修であって、地震防災緊急事業五箇年計画（地震防災対策特別措置法）に定められ、又は定められる予定があるもの イ 要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域で行う事業であり、耐震化対策整備計画が策定されている事業であること</p> <p>※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙3-2を参照</p>	<p>要領別紙3、 3-2</p>

<p>(2)ため池整備事業のうち、 ため池総合整備工事 (一般整備型)</p>	<p>事業主体：県又は市町村（ため池の廃止に係るもの）</p> <p>事業主体：県又は団体（ため池の廃止に係るものを除く）</p> <p>（大規模） 国 55 県 25 地元 20</p> <p>（小規模） 国 50(55) 県 25(22.5) 地元 25(22.5)</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 大規模事業</p> <p>① 県が行うもの（ため池の廃止に係るものを除く） ・受益面積100ha以上、かつ、総事業費8,000万円以上</p> <p>② ため池の水質浄化に係るもの ・農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うもの、かつ総事業費3,500万円以上</p> <p>③ 中山間地域で県が行うもの（ため池の廃止に係るもの、ため池の水質浄化を除く） ・受益面積 70ha以上、かつ、総事業費3,000万円以上</p> <p>(2) 小規模事業</p> <p>① ため池の廃止に係るものを除く ・受益面積 2ha以上、かつ総事業費800万円以上</p> <p>② ため池の水質浄化に係るもの ・農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うもの、かつ総事業費3,500万円以上</p> <p>(3) ため池の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限る ・機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、次の要件のすべてに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア 貯水量1,000立方m以上 イ 埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること ※堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く ウ 事業実施に先立ち、事業実施主体は廃止後の維持管理を行う者と、常時及び非常時の見回り方法、開削部等に異常が確認された場合の対処方法について明らかにしておくこと エ 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないもの <p>(4) ため池のしゅんせつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池の安全性を損なわないもの ・次のいずれかの要件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ア 貯水量に対する堆砂率10%以上 イ 放流口付近の堆砂により、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの ウ 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 貯水量10万立方メートル以上30万立方メートル未満 (イ) 堤高10m以上 (ウ) 堆砂量3万立方メートル以上 エ 池敷地内の土地造成に係るもの、当該土地が公共の用に供され、かつ、面積1,000平方メートル以上 <p>※地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土、基盤土等として利用するよう努めること</p> <p>(5) ため池の水質改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の要件を満たすものとする <ul style="list-style-type: none"> ア ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること イ 農家、地域住民及び行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること ・事業内容については次のとおりとする <ul style="list-style-type: none"> ア 水質を改善するために必要な農業用排水施設の新設又は変更 イ 水質浄化施設整備 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 (イ) その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備 <p>※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙3-2を参照</p>	<p>要領別紙3、 3-2</p>
---	---	--	-----------------------

<p>(2)ため池整備事業のうち、 ため池総合整備工事 (長寿命化型)</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50(55) 県 25(22.5) 地元 25(22.5) ※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】施設長寿命化計画等に基づいて適切な管理が行われているためため池の長寿命化を図るために必要な工事</p> <p>【実施要件】 (1) 施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積 2ha以上</p>	<p>要領別紙3、 3-2</p>
<p>(2)ため池整備事業のうち、 ため池群整備工事</p>	<p>事業主体：県 (大規模) 国 55 県 未定 地元 未定 (小規模) 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域の場合 ※事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努める。</p>	<p>【事業内容】複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附属施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備</p> <p>【実施要件】 (1) 大規模事業（※カ、キは該当しないため、省略） ア 防災重点ため池を含むもの イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの (ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの (イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの (ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの ウ 受益面積の合計80ha以上 エ 防災受益面積の合計200ha以上又は想定被害額（農外）の合計が10億円以上 オ 特例地域の場合（エの規定にかかわらず） ・防災受益面積の合計140ha以上又は想定被害額（農外）の合計が7億円以上 ク 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの (2) 小規模事業 ア 防災重点ため池を含むもの イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの (ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの (イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの (ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの ウ 受益面積の合計10ha以上 エ 防災受益面積の合計20ha以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上 オ 特例地域の場合（エの規定にかかわらず） ・防災受益面積の合計14ha以上又は想定被害額（農外）の合計が7,000万円以上 カ 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの</p>	<p>要領別紙3、 3-2</p>
<p>(2)ため池整備事業のうち、 実施計画策定等</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体の場合 ※二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合には定額補助</p>	<p>【事業内容】 1 実施計画策定 ・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの 2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 ・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定するもの 3 施設長寿命化計画策定 ・機能診断等の調査を行い、「施設長寿命化計画」を策定するもの 4 ため池群調査計画策定 ・ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査、調査結果から、「農用地災害防止ため池整備計画」を策定するもの</p>	<p>要領別紙3</p>

<p>(3)用排水施設等整備 事業のうち、 湛水防除事業</p>	<p>事業主体：県又は団体（クリーク防災機能保全対策工事は県のみのみ）</p> <p>（大規模） 国 55 県 30 地元 15</p> <p>（小規模） 国 50(50) 県 30(25) 地元 20(25)</p> <p>（中山間地域） 国 55(55) 県 27(22.5) 地元 18(22.5)</p> <p>※()は基幹部以外の工事</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 排水施設整備対策工事</p> <p>(1) 排水施設整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う排水施設の新設又は改修 <p>(2) 排水管理施設整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として、事業内容1の(1)によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修 <p>(3) 湛水防除施設改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業内容1の(1)により整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更 <p>2 クリーク防災機能保全対策工事</p> <ul style="list-style-type: none"> クリークの密度又はクリークの貯留容量が一定以上であって、溢水被害及び水路機能被害が生じ、又は生じるおそれのある地域において、これら被害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う以下の工事 ア 排水施設の新設、廃止又は改修 イ 農業用道路の改修 ウ 暗渠排水 エ 整地 <p>【実施要件】</p> <p>(1) 大規模事業</p> <p>事業内容1について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)の事業 受益面積400ha以上、かつ、総事業費5億円以上 (2)の事業 受益面積1,000ha以上 (3)の事業 受益面積400ha以上、かつ、総事業費5億円以上 <p>事業内容2について</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益面積100ha以上 <p>(2) 小規模事業</p> <p>事業内容1について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)の事業 受益面積30ha以上、かつ、総事業費5千万円以上 (2)の事業 受益面積 100ha以上 (3)の事業 受益面積30ha以上、かつ、総事業費5千万円以上 <p>事業内容2について</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益面積20ha以上 <p>※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙4-2を参照</p>	<p>要領別紙4、 4-2</p>
<p>(3)用排水施設等整備 事業のうち、 地盤沈下対策事業</p>	<p>事業主体：県</p> <p>（大規模） 国 55 県 39 地元 6</p> <p>（小規模） 国 50 県 44 地元 6</p>	<p>【事業内容】地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 大規模事業 受益面積400ha以上</p> <p>(2) 小規模事業 受益面積20ha以上</p> <p>(3) 当該農業用施設における地盤の沈下に起因して生じた機能低下率が30%以上。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する整備を実施する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ア 水源を地下水以外のものに転換するために行う農業用排水施設の新設及び変更</p> <p>イ 本事業により整備された農業用排水施設又は地盤沈下対策を目的として実施した事業により整備された農業用排水施設にあって、自然的・社会的状況の変化等による当該施設の機能低下を防止するために行う当該施設の変更</p>	<p>要領別紙4</p>
<p>(3)用排水施設等整備 事業のうち、 用排水施設整備事業</p>	<p>事業主体：県又は団体</p> <p>（大規模） 国 55 県 25 地元 20</p> <p>（小規模） 国 50(55) 県 25(未定) 地元 25(未定)</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場若しくは水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附属施設の整備</p> <p>2 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更</p> <p>3-1 土砂崩壊防止工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 防止工事風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤若しくは水路等の整備及びこれに関連する整備 <p>3-2 水抜工</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田法面の保護を目的とする水抜工の設置及びこれに関連する整備 <p>4 湖岸堤防工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 湖沼隣接農用地の外水保全のために行う堤防又は樋門の新設又は変更等 <p>(続く)</p>	<p>要領別紙4、 4-2</p>

<p>(3)用排水施設等整備事業のうち、用排水施設整備事業</p>	<p>事業主体：県又は団体</p> <p>(大規模) 国 55 県 39 地元 6</p> <p>(小規模) 国 50 県 44 地元 6</p>	<p>【実施要件】</p> <p>(1) 大規模事業 事業内容 1 及び 2 ※()は中山間地域の場合 ア 県が行うもの ・受益面積400 (200) ha以上、かつ、総事業費8,000 (3,000) 万円以上 イ 団体が行うもの ・受益面積200 (100) ha以上、かつ、総事業費8,000 (3,000) 万円以上</p> <p>(2) 小規模事業 事業内容 1 及び 2 ※()は中山間地域の場合 ・受益面積20 (10) ha以上、かつ、総事業費800万円以上 事業内容 3-2 ・受益面積10ha以上</p> <p>(3) 事業内容 3、4 ①県が行うもの ア 湖岸堤防工事 防災受益面積20ha以上 イ 土砂崩壊防止工事 防災受益面積 5ha以上 ②団体が行うもの ア 大規模事業 ・防災受益面積200ha以上 (土砂崩壊防止工事を除く) ・総事業費8,000万円以上 イ 小規模事業 ・防災受益面積 20ha以上 (土砂崩壊防止工事を除く) ・総事業費 800万円以上</p> <p>(4) 要領別紙1の第2の1の(2)の調査(安全度評価)又はこれに準ずる調査において、必要と認められたものであること</p> <p>※各事業の取扱事項(細部要件)は、要領別紙4-2を参照</p>	<p>要領別紙4、4-2</p>
<p>(3)用排水施設等整備事業のうち、鉱毒対策事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】いおう、銅、その他農作物に有害なものを含んでいる水等が、農用地に流入することにより生ずる被害を防止するために行う毒源を処理する施設又は毒源処理が困難な場合における農業用排水施設の新設又は改修並びにこれに附帯する客土又は排土</p> <p>【実施要件】 (1) 小規模事業 受益面積20ha以上</p> <p>※各事業の取扱事項(細部要件)は、要領別紙4-2を参照</p>	<p>要領別紙4、4-2</p>
<p>(3)用排水施設等整備事業のうち、実施計画策定等</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定]</p> <p>※[]は団体の場合 ※二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合には定額補助</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 実施計画策定 ・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの</p> <p>2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 ・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定するもの</p> <p>3 施設長寿命化計画策定 ・機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定するもの</p>	<p>要領別紙4</p>
<p>(4)農地保全整備事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 ※農村地域防災対策施設整備工事、特殊農地保全整備工事又は農地機能保全対策工事は県のみ ※排除工事は団体のみ</p> <p>【農地侵食防止工事】 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 本工事 ・急傾斜地帯(土地の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。)若しくはこれに準じる地帯又は特殊土壌地帯(侵食を受けやすい性状の土壌地帯をいう。)における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設若しくは改修又は風食若しくは風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備</p> <p>2 関連工事 ・本工事と併せ行うことが技術的・経済的に適当と認められる次に掲げる工事 ア 本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修 イ 農道の新設又は改修 ウ 農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修 エ シラス地域等保全 ・対策工事本工事と一体的に整備することにより人家、人命及び公共施設に及ぼす災害を未然に防止することができる農業用排水路、土留工等の新設又は改修 オ 農村地域防災施設整備工事 ・農用地及び農業用施設の災害の未然防止、農村地域の安全性の維持等に資する排水路、土留工等の新設又は改修</p> <p>(続く)</p>	<p>要領別紙5、5-2</p>

<p>(3)用排水施設等整備事業のうち、用排水施設整備事業</p>	<p>事業主体：県又は団体</p> <p>(大規模) 国 55 県 39 地元 6</p> <p>(小規模) 国 50 県 44 地元 6</p>	<p>【実施要件】</p> <p>(1) 大規模事業 事業内容 1 及び 2 ※()は中山間地域の場合 ア 県が行うもの ・受益面積400 (200) ha以上、かつ、総事業費8,000 (3,000) 万円以上 イ 団体が行うもの ・受益面積200 (100) ha以上、かつ、総事業費8,000 (3,000) 万円以上</p> <p>(2) 小規模事業 事業内容 1 及び 2 ※()は中山間地域の場合 ・受益面積20 (10) ha以上、かつ、総事業費800万円以上 事業内容 3-2 ・受益面積10ha以上</p> <p>(3) 事業内容 3、4 ①県が行うもの ア 湖岸堤防工事 防災受益面積20ha以上 イ 土砂崩壊防止工事 防災受益面積 5ha以上 ②団体が行うもの ア 大規模事業 ・防災受益面積200ha以上 (土砂崩壊防止工事を除く) ・総事業費8,000万円以上 イ 小規模事業 ・防災受益面積 20ha以上 (土砂崩壊防止工事を除く) ・総事業費 800万円以上</p> <p>(4) 要領別紙1の第2の1の(2)の調査(安全度評価)又はこれに準ずる調査において、必要と認められたものであること</p> <p>※各事業の取扱事項(細部要件)は、要領別紙4-2を参照</p>	<p>要領別紙4、4-2</p>
<p>(3)用排水施設等整備事業のうち、鉱毒対策事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】いおう、銅、その他農作物に有害なものを含んでいる水等が、農用地に流入することにより生ずる被害を防止するために行う毒源を処理する施設又は毒源処理が困難な場合における農業用排水施設の新設又は改修並びにこれに附帯する客土又は排土</p> <p>【実施要件】 (1) 小規模事業 受益面積20ha以上</p> <p>※各事業の取扱事項(細部要件)は、要領別紙4-2を参照</p>	<p>要領別紙4、4-2</p>
<p>(3)用排水施設等整備事業のうち、実施計画策定等</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定]</p> <p>※[]は団体の場合 ※二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 実施計画策定 ・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの</p> <p>2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 ・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定するもの</p> <p>3 施設長寿命化計画策定 ・機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定するもの</p>	<p>要領別紙4</p>
<p>(4)農地保全整備事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 ※農村地域防災対策施設整備工事、特殊農地保全整備工事又は農地機能保全対策工事は県のみ ※排除工事は団体のみ</p> <p>【農地侵食防止工事】 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 本工事 ・急傾斜地帯(土地の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。)若しくはこれに準じる地帯又は特殊土壌地帯(侵食を受けやすい性状の土壌地帯をいう。)における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設若しくは改修又は風食若しくは風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備</p> <p>2 関連工事 ・本工事と併せ行うことが技術的・経済的に適当と認められる次に掲げる工事 ア 本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修 イ 農道の新設又は改修 ウ 農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修 エ シラス地域等保全 ・対策工事本工事と一体的に整備することにより人家、人命及び公共施設に及ぼす災害を未然に防止することができる農業用排水路、土留工等の新設又は改修 オ 農村地域防災施設整備工事 ・農用地及び農業用施設の災害の未然防止、農村地域の安全性の維持等に資する排水路、土留工等の新設又は改修</p> <p>(続く)</p>	<p>要領別紙5、5-2</p>

<p>(4)農地保全整備事業</p>	<p>【農地侵食防止工事 (排除工事を除く) と併せ行うほ場整備、畑地かんがい及び農地開発の工事】 国 45～50 県 未定 地元 未定</p> <p>【農地機能保全対策 工事】 国 50 県 未定 地元 未定</p> <p>【特殊自然災害対策 工事】 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>【実施計画策定】 事業主体：県又は団体 国 50 県 25 地元 25</p> <p>※二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助</p>	<p>3 排除工事 ・特殊土壌又はさんご、石れき等の排除</p> <p>4 特殊農地保全整備工事 ・本工事及び関連工事の受益面積と受益面積のおおむね3分の2以上が重複するほ場整備、畑地かんがい又は農地開発</p> <p>5 農地機能保全対策工事 ・地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下若しくは火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要な農用地若しくは農業用排水施設等の機能回復又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等災害の未然防止を図るための農業用排水施設、土留工その他の施設の新設若しくは改修、農業用道路の改修、暗渠排水若しくは整地</p> <p>6 国土保全機能持続対策工事 ・耕作放棄地を有効活用し、放棄前に有していた国土保全機能の持続を図ることを目指した国土保全機能持続対策計画に基づき実施する農地防災施設工、侵食防止畦畔の新設、廃止又は改修であって農地機能保全対策工事と併せて行うもの</p> <p>7 特殊自然災害対策工事 ・特殊な自然災害に起因し、農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理用施設若しくは農地被覆施設の整備</p> <p>8 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。</p> <p>※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙5-2を参照</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 農地侵食防止工事（本工事、関連工事及び排除工事） ①県営事業 ア 本工事 受益面積50ha（畑地等にあっては20ha）以上 イ 関連工事 受益面積 5ha以上 ②団体営事業 ア 本工事及び排除工事 受益面積10ha以上 イ 関連工事 受益面積の制限は設けない</p> <p>(2) 特殊農地保全整備工事 ・受益面積40ha（20ha※）以上の農地侵食防止工事（排除工事を除く）と併せ行う場合に限る。 ①ほ場整備 受益面積30ha（20ha※）以上 ②畑地かんがい 受益面積50ha（20ha※）以上 ③農地開発 造成農用地面積30ha（20ha※）以上</p> <p>(3) 農地機能保全対策工事 ・受益面積20ha以上</p> <p>(4) 特殊自然災害対策工事 ア 防災営農施設整備計画（活動火山対策特別措置法）に定められていること。 イ 土壌改良にあっては、アのほか、要領別紙5-2の第1の23の要件を満たしていること ウ 栽培管理用施設又は農地被覆施設の整備の場合 ・総事業費800万円以上</p> <p>※農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うもの</p>	<p>要領別紙5、5-2</p>
<p>(5)地域防災機能増進事業のうち、土地改良施設豪雨対策事業</p>	<p>事業主体：県又は市町村 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域の場</p>	<p>【事業内容】土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 地域排水機能強化計画が策定されていること</p> <p>(2) 次のいずれかに該当するもの ア 総事業費 800万円以上 イ 防災受益面積30ha以上</p> <p>(3) 対象施設 ・地域の排水機能を強化するために、既存施設を活用した整備を組み合わせることで一体的に効果が発現する土地改良施設であって、以下のいずれかに該当する施設 ア 築造後における自然的・社会的状況の変化に伴う湛水被害を防止するために整備が必要な施設 イ 既存の一連の排水施設において脆弱部を有し、地域の排水に支障が生じている施設 ウ 災害発生時の機能喪失を防ぐために対策が必要な施設</p>	<p>要領別紙6</p>

<p>(5) 地域防災機能増進事業のうち、土地改良施設耐震対策事業</p>	<p>事業主体：県又は市町村 (大規模) 国 55 県 未定 地元 未定 (小規模) 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】土地改良施設の耐震改修</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 耐震化対策整備計画が策定されていること (2) 次の要件に該当するもの ①大規模事業 ・防災受益面積400ha以上 ②小規模事業 ・総事業費800万円以上、又は防災受益面積30ha以上 (3) 対象施設 次のいずれかに該当するもの ・施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設 ・地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設 ・地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設 ・地震による被害が生じた場合に農地10ha以上(※)に影響を与える施設 ※農地 5ha以上10ha未満であって、当該地区に存する人家の被害を考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当するものと認められるもの(人家1戸が農地1haに相当するとみなして算定)を含む。 (4) 対象地域 ・実施要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域</p>	<p>要領別紙6</p>
<p>(5) 地域防災機能増進事業のうち、農道防災対策工事</p>	<p>事業主体：県又は市町村 (大規模) 国 55 県 未定 地元 未定 (小規模) 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】農道橋等の耐震化対策や災害発生の防止が必要な危険箇所の整備</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 防災対策の必要性が整理されていること (2) 次の要件に該当するもの。なお、耐震化対策を行うものにあつては、「土地改良施設耐震対策事業」の要件を準用する ①大規模事業 ・防災受益面積400ha以上 ②小規模事業 ・総事業費800万円以上、又は防災受益面積30ha以上 (3) 対象施設 ・土地改良施設である農道のうち、農道橋や農道トンネルの耐震化対策、湧水等による崩壊の危険が顕著な路肩や法面など防災上の観点から行う危険箇所の整備及びこれらと一体的に整備するもの(ただし、維持管理に係るものは除く。) ・次のいずれかに該当するもの。なお、耐震化対策を行うものにあつては、「土地改良施設耐震対策事業」の要件を準用する ア 施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、災害が発生した場合に人命・財産等への影響が大きい施設 イ 地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設 (4) 対象地域 ・耐震化対策を実施する場合は、要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域</p>	<p>要領別紙6</p>
<p>(5) 地域防災機能増進事業のうち、実施計画策定等</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定]</p> <p>※[]は団体の場合 ※二次災害が予想される地区における施設に係るものであつて、令和7年度までに採択する場合にあつては定額補助</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 実施計画策定 ・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画の策定 2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 ・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定</p>	<p>要領別紙6</p>

<p>(6) 農業用河川工作物等応急対策事業のうち、農業用河川工作物応急対策事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 (大規模：1億円以上、県営のみ、1の事業に限る) 国 55 県 37 地元 8</p> <p>(小規模：5千万円以上1億円未満) 国 50(55) 県 42(42) 地元 8(3)</p> <p>(小規模：8百万円以上5千万円未満) 国 50(55) 県 32(32) 地元 18(13)</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 大規模事業 ・総事業費1億円以上</p> <p>(2) 小規模事業 ・総事業費800万円以上</p> <p>(3) 対象施設 ・工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準*により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの ※対策基準とは、「農業用河川工作物の応急対策について(昭和52年7月19日付け52構改D第516号(設)構造改善局長通知)」の別添覚書の別紙「河川管理施設等応急対策基準」によるものとし、当該通知の適用に当たっては、当該通知の別添覚書中「ため池等整備事業」とあるのは「農業用河川工作物応急対策事業」と読み替えるものとする。</p> <p>・工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの</p>	<p>要領別紙7</p>
<p>(6) 農業用河川工作物等応急対策事業のうち、農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 (5千万円以上) 国 50(55) 県 42(42) 地元 8(3)</p> <p>(8百万円以上5千万円未満) 国 50(55) 県 32(32) 地元 18(13)</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】農業用道路横断工作物の耐震補強整備</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 総事業費800万円以上</p> <p>(2) 対象施設 ・地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため耐震補強整備を必要とするもの ※高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る。</p>	<p>要領別紙7</p>
<p>(6) 農業用河川工作物等応急対策事業のうち、実施計画策定等</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定]</p> <p>※[]は団体の場合 ※二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 実施計画策定 ・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画の策定</p> <p>2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 ・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定</p>	<p>要領別紙7</p>
<p>(7) 特定農業用管水路等特別対策事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域の場合</p> <p>事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定]</p> <p>※[]は団体の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む。）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更</p> <p>2 1の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更</p> <p>3 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 県営事業の場合 ・受益面積20ha以上、かつ、事業内容1及び2を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上</p> <p>(2) 団体営事業の場合 ・受益面積10ha以上、かつ、事業内容1及び2を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上</p> <p>【事業内容】</p> <p>1 実施計画策定 ・事業の実施に必要な、施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定</p>	<p>要領別紙8</p>

<p>(8)水質保全対策事業</p>	<p>【事業内容 1、5、6】 事業主体：県又は団体</p> <p>【事業内容 2、3】 事業主体：県又は市町村</p> <p>(大規模) 国 55 県 未定 地元 未定</p> <p>(大規模以外) 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域の 場合</p> <p>【事業内容 6】 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定]</p> <p>※[]は団体の場合 ※二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助</p>	<p>【事業内容】(4 耕土流出防止施設整備は対象外のため省略)</p> <p>1 農業用排水施設整備 (1) 水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用排水施設その他施設の新設、廃止若しくは変更又はこれと併せて行う客土 (2) 水質浄化施設整備 (3) 処理施設整備 (4) 併せ行う施設整備</p> <p>2 水質保全施設整備 (1) 水質浄化施設整備 (2) 処理施設整備 (3) 環境保全施設整備 (4) 面源負荷抑制施設整備 (5) 併せ行う施設整備</p> <p>3 支援事業 5 水質保全施設改修工事 6 実施計画策定</p> <p>【実施要件】 (1) 1～3の事業：次の1又は2のいずれかを満たすこと (2) 5の事業：次の4を満たすこと</p> <p>1 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、別表2の条件に該当する地域で行う事業であって、次の受益面積を満たすもの。 ただし、別表2のア及びイに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県農業用水基準について、当該都道府県を単位として定め、別表2に代えることができるものとする</p> <p>(1) 大規模事業 ・受益面積400ha以上 ・次のいずれかに該当するもの ア 老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因してぜい弱化したため生ずるおそれがある決壊その他の事故による災害を防止するため必要があるもの イ 農用地の湛水を排除するため必要があるもの ウ 地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるもの</p> <p>(2) 小規模事業 ・受益面積10ha以上</p> <p>2 農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業であって、受益面積の合計20ha以上</p> <p>3 管理者により点検がなされている等適切に管理されている施設であって、以下の要件を満たす施設に係る事業であること</p> <p>(1) 実施要件1の地域で整備した施設 ア 大規模事業 ・受益面積400ha以上 ・実施要件1の(1)のアからウまでのいずれかに該当するもの イ 小規模事業 受益面積10ha以上</p> <p>(2) 実施要件2の地域で整備した施設 受益面積20ha以上</p>	<p>要領別紙9</p>
--------------------	---	---	--------------

<p>(9)公害防除特別土地改良事業</p>	<p>事業主体：県又は市町村 国 40～55 県 未定 地元 未定</p> <p>※事業区分に応じて負担割合が異なる。</p>	<p>【事業区分】事業者の事業活動によって生ずるカドミウム、いおう、銅、浮遊物質等による農用地の土壌又はかんがい用排水の汚染に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止することにより、人の健康を保護するとともに、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図る</p> <p>1 農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域において実施される同法第5条第2項第2号に掲げる事業</p> <p>2 水質の汚濁等により、人の健康をそこなうおそれのある農畜産物が生産され、若しくは生育が阻害され、又はそれらのおそれが著しいと認められる場合及び農作業の能率が低下し、労働生産性が著しく害される場合において、汚濁等を防止し、除去し、又は回復するための事業</p> <p>3 1及び2に掲げるもののほか、カドミウム環境汚染要観察地域、公害健康被害の補償等に関する法律施行令別表第2第2号に掲げる地域又は別に定める地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条に規定する農用地土壌汚染対策計画に準じた計画が策定された地域のうち、農用地の土壌汚染に起因して農業経営が著しく阻害される等、1又は2に類する場合につき、その回復を図るために必要な事業</p> <p>4 1から3までの事業と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当なかんがい用排水、農道整備、ほ場整備（区画整理及び又は客土等の事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>1 水源を転換するためのダム、頭首工、揚水機、水路又は集水暗渠等の新設又は改修</p> <p>2 かんがい用排水を分離するための施設等の新設又は改修</p> <p>3 沈殿物又は汚水の流入によりき損等が生じたかんがい排水施設の機能低下を回復する事業</p> <p>4 沈殿池、防じん施設、中和施設又は污水处理施設等の新設又は改修</p> <p>5 かんがい用排水路の水質の汚濁による悪臭等を除去するための施設の新設又は改修</p> <p>6 区画整理、客土、排土、混層耕又は反転耕等の事業及びこれに伴い必要な事業</p> <p>7 代替農用地の造成又は地目変換の事業</p> <p>8 農用地の土壌の汚染を除去するために必要な別に定める事業</p> <p>9 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 県営事業の場合 ・事業区分の1から3までに掲げる事業は受益面積20ha以上</p> <p>(2) 市町村営事業 ・事業区分の1から3までに掲げる事業は受益面積10ha以上</p>	<p>要領別紙10、10-2</p>
<p>(10)地すべり対策事業</p>	<p>【事業内容1、2、4、5】 事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定</p> <p>【事業内容3】 事業主体：団体 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 地すべり防止工事 ・地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事</p> <p>2 ぼた山崩壊防止工事 ・ぼた山崩壊防止施設の新設又は改良その他ぼた山の崩壊又は流出を防止するための工事</p> <p>3 関連事業 (1) 暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、浸透の著しい水田の床締め又は畑地転換とこれに伴う区画整理、浸透の著しい用排水路の改修又は移転等、地すべり防止工事と直接関連して行われ、地すべり防止の機能を果たすもの (2) ため池の移転又は用排水路の移転等、地すべりによる二次被害の増大を排除するもの (3) 農道の整備又は区画整理等、地すべり地帯において土地利用を合理化することにより地すべり防止工事と同様に地すべりによる被害を軽減することに役立つもの</p> <p>4 地すべり防止施設長寿命化対策工事 ・地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事</p> <p>5 施設長寿命化計画策定 ・機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 地すべり防止工事 ・総事業費7,000万円以上</p> <p>(2) ぼた山崩壊防止工事 ・総事業費7,000万円以上</p> <p>(3) 関連事業 ・地すべりによる被害を除去又は軽減するために必要があると認められるもの</p> <p>(4) 地すべり防止施設長寿命化対策工事 ・施設長寿命化計画の策定されており、かつ、総事業費800万円以上</p>	<p>要領別紙11</p>

<p>(11) 防災重点農業用ため池緊急整備事業</p>	<p>事業主体：県 国 50(55) 県 34(34) 地元 16(11)</p> <p>※()は大規模なもの、中山間地域に存在するもの、緊急性が高いもの</p>	<p>【事業内容】 防災重点農業用ため池を対象とする</p> <p>1 ため池総合整備工事</p> <p>(1) 地震・豪雨対策型</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性の向上のための改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備 <p>(2) 一般整備型</p> <ul style="list-style-type: none"> 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設若しくは変更、新設と併せ行う廃止等に必要工事 <p>2 ため池群整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の防災重点農業用ため池を対象に行う、防災重点農業用ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資する防災重点農業用ため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備その他目的を達成するために必要な施設の整備 <p>3 実施計画策定等</p> <p>(1) 劣化状況評価 (2) 豪雨耐性評価 (3) 地震耐性評価 (4) ため池緊急防災対策情報整備 (5) 実施計画策定 (6) ため池群調査計画策定 (7) ハード整備の着手促進 (8) 農業水利施設安全対策推進計画の策定</p> <p>4 監視・管理体制の強化 5 緊急的な防災対策 6 安全施設の整備</p> <p>【実施要件】</p> <p>1 大規模事業</p> <p>①事業内容1の(1)は、次のいずれかに該当するもの ア 防災受益面積70ha以上、かつ、受益面積40ha以上 イ 防災受益面積7ha以上、かつ、受益面積2ha以上、想定被害額(農外)3億円以上</p> <p>②事業内容1の(2)</p> <p>一般地域 受益面積100ha以上、かつ、総事業費8千万円以上 中山間地域 受益面積70ha以上、かつ、総事業費4千万円以上</p> <p>③事業内容2は、次に該当するもの ア 防災重点農業用ため池を含む2か所以上のため池 イ 受益面積の合計80ha以上、 ウ 防災受益面積の合計200ha以上又は想定被害額(農外)の合計が10億円以上 エ 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの</p> <p>2 小規模事業</p> <p>①事業内容1の(1)は、次のいずれかに該当するもの ア 防災受益面積7ha以上又は想定被害額(農外)が4千万円以上、かつ、受益面積2ha以上 イ 総事業費が4千万円以上</p> <p>②事業内容1の(2)は、次に該当するもの ア 受益面積2ha以上 イ 総事業費の合計が4千万円以上</p> <p>③事業内容2は、次に該当するもの ア 防災重点農業用ため池を含む2か所以上のため池 イ 受益面積の合計が10ha以上 ウ 防災受益面積の合計が20ha以上又は想定被害額(農外)の合計1億円以上 エ 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの</p> <p>※各事業の取扱事項(細部要件)は、要領別紙17、17-2を参照</p>	<p>要領別紙17、 17-2</p>
------------------------------	--	--	-------------------------

2 災害管理施設等整備

<p>(1) 農業用施設等災害管理対策事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域</p>	<p>【事業内容】 1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備 2 土地改良施設における危機管理向上施設の整備 (1) 雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備 (2) 農業用施設等の防災・減災のために必要な体制の整備及び体制等に基づいて行う行動 3 農地の防災機能増進工事 ・農地が本来有する多面的機能としての洪水調節機能の適切な発揮に必要な工事 4 簡易な施設整備 ・暫定的に減災機能を向上させる観点から行う簡易な施設整備工事 5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な以下の整備 (1) 親水・景観保護のための施設 (2) 生態系保全のための施設 (3) 適切な利用と保全を図るための施設 (4) ため池の本来の貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防火用水として利用するために必要な取水施設、導水路又は遊水池等の整備 (5) しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備 (6) (4)又は(5)と併せ行う土砂溜堰堤等の管理施設の整備 (7) ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備 6 特認事業 【実施要件】 (1) 事業内容1から4までの事業 ・防災受益面積10ha(5ha※)以上 ※要領第2の2又は要領別紙3別表第1に掲げる地域で実施する場合 (2) 事業内容4の事業 ・次に掲げるすべての事項を満たすもの ア 暫定的な整備の合理性 施設の構造、立地条件、人的・物的被害の規模、地元負担及び都道府県の有する整備水準等を総合的に勘案して、国が定める設計指針等によらない方法により、暫定整備の整備水準を設定することが合理的である事由が明確なこと イ 関係者への説明責任・同意 暫定整備の整備水準に関して、受益農家のみならず、ため池決壊等による被害が想定される区域の関係者・団体等に説明するとともに、関係者等の合意形成が図られていること ウ 暫定整備の整備水準の明示 暫定整備の整備水準に関して、標識等でその旨を明示すること エ 減災活動・体制の整備の実効性 被害想定区域における避難活動、水位低下活動、警戒体制の整備又は水位観測計器等の設置等、減災活動・体制の整備が確実に実行されていること オ 整備計画の明示 今後、国が定める設計指針等による方法により行う整備の実施計画を明示すること(国又は都道府県の河川担当部局と協議を要するものは、暫定整備の対象外) (3) 事業内容5の事業 ・次のいずれかに該当するもの ア 要領別表1の1の事業の(1)から(3)までと併せ行うもの又は過去に実施したもの イ 関連する土地改良施設の受益面積20ha(2ha※)以上 ※関連する土地改良施設がため池の場合</p>	<p>要領別紙12</p>
---------------------------	---	---	---------------

<p>(2)農村防災施設整備事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域</p>	<p>【事業内容】 1 農村防災施設整備 (1) 緊急避難路整備 【※】 (2) 緊急避難施設整備 (3) 防火水槽整備 (4) 緊急避難施設の耐震化 (5) 情報基盤施設整備 【※】 (6) 雪崩防止施設整備 (7) 防護柵等安全設備 (8) 災害防除林 【※】 2 農業生産基盤整備 (1) 農業用排水施設整備 (2) 区画整理 (3) 農用地造成 (4) 農道整備 (5) 農用地の改良又は保全 3 農村生活維持施設整備 (1) 農業集落道路整備 【※】 (2) 営農飲雑用水施設整備 【※】 (3) 農業集落排水施設整備 【※】 (4) 農業施設等用地整備 【※】 4 実施計画策定等 (1) 実施計画策定 (2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定</p> <p>※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙13-2を参照</p> <p>【実施要件】 (1) 農村防災施設整備においては、次のア、イのいずれかの区域であり、かつウを満たすこと ア 要領第2の2に定める災害防除対策推進地域等であるもの イ 要領別表1の事業区分1の事業の受益地内もしくは要領別表1の事業区分1の事業の受益地内を含むその周辺地域であるもの ウ 要領別紙1の第2の1の(2)の調査において必要と認められたものであるもの (2) 農業生産基盤整備においては、甚大な災害発生地域であり、下記の条件を満たすこと ア 要領別紙13別表1の2の(1)の事業60ha以上 イ 要領別紙13別表1の2の(2)の事業60ha以上 ウ 要領別紙13別表1の2の(3)の事業40ha以上 エ 要領別紙13別表1の2の(4)の事業50ha以上 オ 要領別紙13別表1の2の(5)の事業20ha以上 (3) 農村生活維持施設整備 ・甚大な災害発生地域 ・要領別表1の事業区分1の(2)から(4)又は要領別紙13別表1の区分2の事業と併せ行う事業であること</p>	<p>要領別紙13、13-2</p>
<p>(3)農業水利施設危機管理対策事業</p>	<p>【事業内容1～2】 事業主体：県 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>【事業内容2】 事業主体：団体 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】 1 農業水利施設安全対策推進計画の策定 2 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備</p> <p>【実施要件】 (1) 事業内容1 ・農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であること (2) 事業内容2 ・農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、かつ「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること ・1地区当たりの事業費200万円以上</p>	<p>要領別紙16</p>

III 体制整備事業			
(1)ため池緊急防災環境整備事業	<p>【事業内容 1、2、4 (ため池の統廃合を除く)、5】 事業主体：県又は団体</p> <p>【事業内容 3、4 (ため池の統廃合)】 事業主体：県又は市町村</p> <p>【事業内容 1～3】 国 定額</p> <p>【事業内容 4】 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域の場合</p> <p>【事業内容 5※】 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体営事業の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 監視・管理体制の強化【令和2年度まで】 ・災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置等の実施 緊急的な防災対策【令和2年度まで】 ・ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施 地域防災上のリスク除去 ・ため池の統廃合及び代替水源の確保 ハード整備の着手促進 ・ハード整備に着手するために必要な、ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施 実施計画策定 ・事業の実施に必要な、施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定 <p>【実施要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業内容 1 及び 2 の事業 ・防災重点農業用ため池（受益面積2ha以上） 事業内容 3 の事業 ・次に該当するもの ア 防災重点農業用ため池（想定被害額（農外）が500万円以上） イ 統廃合に伴い代替水源を確保するための施設設備を伴うもの ・農業者等が管理するもの ・災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限る ・機能を統廃合する上で必要最低限の整備 ・次の要件の全てに該当するもの ア 埋立てによる土地造成を行わないもの。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く イ 事業実施に先立ち、事業実施主体は廃止後の維持管理を行う者と、常時及び非常時の見回り方法、開削部等に異常が確認された場合の対応方法について、明らかにしていること 事業内容 4 の事業（次のいずれかに該当するもの） ・事業内容 3 を実施するために行うものにあつては、(2)の要件 ・それ以外の場合には (1)の要件 	要領別紙14、14-2
(2)ため池群管理体制整備事業	<p>事業主体：県又は団体</p> <p>国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 要領別紙3の第2の2の事業と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施 <p>【実施要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 要領別紙3の第2の2の事業と併せ行うもの 	要領別紙15

7 地方創生活污水处理施設整備推進交付金			
農業集落排水事業	事業主体：県、市町村、土地改良区、農協等 国 50 (50) 県 10 (13.5) 地元 40 (36.5) ※ () は霞ヶ浦流域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生計画の策定 ・農業振興地域であって、受益戸数20戸以上、処理人口概ね1,000人程度規模以下の集落、重金属等を含む工場排水等は対象外 ・霞ヶ浦流域とは「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」適用地域 ・農業集落排水資源循環促進計画が策定されていること。 ・公共下水道、集落排水施設、浄化槽の2以上の施設を連携して一体的に整備 ※団体営事業の県費補助分は、農業集落排水事業推進交付金として、事業実施翌年度から5ヶ年間で交付する。	

8 地方創生道整備推進交付金（旧道整備交付金）			
広域営農団地農道整備事業	事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定	【事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が行う広域営農団地における農道網の基幹となる農道の新設又は改良 ・市町村道、広域農道、林道の一体的な整備であり、2以上の整備が地域再生計画に位置づけられていること 【採択基準】 <ol style="list-style-type: none"> ①農道整備事業実施要綱の採択基準を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積1,000ha (300ha※1) 以上 ・総事業費20億円以上 ・延長10km以上、車道幅員5m (4m※1) 以上 ・自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるもの ②農山漁村地域整備交付金実施要領の採択基準を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・流通・通作条件整備計画を策定していること ・受益面積50ha (30ha※2) 以上 ・総事業費1億円以上 ・車道幅員4m (3m※3) 以上 ・自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるもの 	※1 振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯の場合 ※2 振興山村、過疎地域の場合 ※3 振興山村の場合

9 施設管理事業等			
土地改良施設維持管理適正化事業	事業主体：土地改良区等 国 30 (50) 県 30 (30) 地元 40 (20) ※ () は防災減災機能等強化事業の場合	【事業内容】 <ol style="list-style-type: none"> 1 整備補修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の機能保持、耐用年数の確保のために必要な修繕・補修（機械・電気設備の分解組立、塗装等） 2 防災減災機能等強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・防災、減災（ため池、排水施設等の整備） ・省エネ化（用排水機等の整備） ・省力化（遠隔監視、制御機器等の整備） 【実施要件】 <ol style="list-style-type: none"> 1 整備補修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区体制強化事業実施要綱で定める管理指導事業（施設診断）の結果又は機能保全計画等において必要と認められた整備補修 ・団体営規模以上の事業により造成された土地改良施設 ・1地区当たりの事業費が200万円以上 2 防災減災機能等強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区体制強化事業実施要綱で定める管理指導事業（施設診断）の結果又は機能保全計画等において必要と認められた施設整備 ・農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備 ・1地区当たりの事業費が100万円以上 【資金造成】 <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区等は、地元負担分を5年間で県土連を通して全土連に拠出 ・全土連は、国と県の補助金と併せて資金を造成し、施工年度に土地改良区等に交付（整備時補修事業の場合、施工年度に10%を負担） ・土地改良区等は、任意の時期に事業を実施（防災減災機能等強化事業の場合、原則として加入1年目に実施） 	
基幹水利施設管理事業	事業主体：県、市町村 国 30 県 30 地元 40	大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保する 【採択基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・国により県又は市町村へ管理委託された一定規模の施設（ダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線水路） ・1施設あたりの受益面積が1,000ha（地盤沈下地帯にあっては500ha）以上、畑を受益とする場合は300ha（地盤沈下地帯にあっては100ha）以上 ・非農地率がおおむね10%以上 	

水利施設管理強化事業	事業主体：市町村 国 50 県 20 地元 30	国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適切な発揮を図る 【事業内容】 (1) 一般型 国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区（連合）に対する支援を行う (2) 特別型 治水協定を締結した農業用ダムの洪水調整機能強化に係る取り組みに対する支援を行う	
------------	-----------------------------------	---	--

10 災害・災害復旧関連事業

農地災害	事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 50 県 25 (0) 地元 25 (50)	豪雨、洪水等により被害を受けた農地の復旧で1ヶ所の工事費が40万円以上のもの	※負担割合欄の()は団体営の場合
農業用施設災害	事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 65 県 25 (0) 地元 10 (35)	豪雨、洪水等により被害を受けた農業用施設の復旧で1ヶ所の工事費が40万円以上のもの	※負担割合欄の()は団体営の場合
農業用施設災害関連事業	事業主体：市町村、土地改良区等 国 50 県 0 地元 50	災害復旧事業だけでは将来復旧施設が再度災害を被むるおそれがある場合に、再度災害を防止するため被災施設及び関連する弱い弱な未被災施設等の補強等を災害復旧事業に併せて行う事業等	

土地改良施設突発事故復旧事業			
土地改良施設突発事故復旧事業（補助）	事業主体：県 国 50 (55) 県 未定 地元 未定 事業主体：市町村、土地改良区等 国 50 (55) 県 21 (21) 地元 29 (24)	法第2条第2項に規定する土地改良施設において突発事故被害が発生し、機能が低下又は喪失した場合に行う（ただし、突発事故により直接的に農業生産や営農活動に影響が生じない施設の復旧は対象外） (1) 末端支配面積：20ha（中山間地域は10ha）以上 (2) 事業費：1箇所当たり200万円以上 (3) 適切に保全管理されている土地改良施設として、以下の要件を全て満たすこと（ただし、竣工後10年を経過しない施設等は除く） ア 維持管理事業計画等に基づいた管理 イ 機能保全計画等を定め、計画に基づいた対策や施設監視 1 現地復旧 2 機能回復を行う復旧工事 3 緊急応急工事	※負担割合欄の()は過疎地域、山村振興、特定農山村地域の場合

1 1 その他国補事業

農地耕作条件改善事業

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援する。

■事業主体：県、市町村、土地改良区、中間管理機構、農業法人等

■実施要件：事業費200万円以上、受益者2者以上、使用する型の目標に沿った計画策定などが必要

■工事期間：ハード3年（ソフト込み5年）

■支援メニュー

《全型共通》

○定額助成（ハード）・区画拡大・暗渠排水・湧水処理・末端畑地かんがい施設・土層改良（客土・除礫）
 ・更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）等
 （ソフト）・条件改善推進費

○定率助成（ハード）・区画整理・暗渠排水・土層改良・農業用排水施設・農作業道等・農地造成
 ・農用地の保全・営農環境整備支援・管理省力化支援等
 （ソフト）・品質向上支援・条件改善促進支援・指導

《（2）高収益作物転換型のみ》

○定額助成（ハード）・畑作転換工・農地の緩傾斜化

（ソフト）・高収益作物転換推進費

○定率助成（ハード）・農地の緩傾斜化

（ソフト）・高収益作物導入支援・高付加価値農業施設の設置

《（3）スマート農業導入推進型のみ》

○定率助成（ハード）・スマート農業導入支援（①GNSS基地局整備）

（ソフト）・スマート農業導入支援（②先進的省力化技術導入支援、③調査・調整、実施計画策定支援）

《（4）病虫害対策型のみ》

○定額助成（ハード）・土層改良（反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水）

■推進費・促進費

《（1）地域内農地集積型及び（2）高収益作物転換型のみ》

○定率助成（ソフト）・農地集積・集約化推進費

【事業内容】定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5%を交付 【負担割合】国100%

【実施要件】

・過去に国費投入された地区に隣接し、過去に国費投入された農地に占める新たに整備する農地の割合が1/3以下

・以下の①及び②の期間の合計が15年以上の農地

①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間

②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間

・事業完了後3年以内に担い手への集積率を100%とすること

・推進費と経営転換協力金を重複して交付しないこと

《（2）高収益作物転換型のみ》

○定率助成（ソフト）・高収益作物転換促進費

【事業内容】高収益作物転換型でハードとソフトによる支援を行った地区において、ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、促進費を交付

高収益作物転換率	助成割合
50%以上	12.5%
40%以上50%未満	10.0%
30%以上40%以下	7.5%

【負担割合】未定※

※事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、「高収益作物導入推進費」として、全額国費で支援可能

(1) 地域内 農地集積型	〈団体営〉 定額助成 国定額	農地中間管理事業の重点実施区域等の農地を対象に、区画拡大や暗渠排水、農業用排水路、農作業道の更新等の基盤整備を、面積要件無くきめ細かに支援する。 また、基盤整備と一体的に、作物の品質向上や維持管理の省力化等のための支援も行う。 【実施区域】農業振興地域内農用地区域のうち、地域計画を策定した区域（R6は、協議の場で協議を実施した区域も可） 【要作成計画】地域内農地集積促進計画、農地中間管理事業との連携概要、農地耕作条件改善計画	本事業型を活用する県事業： 〈県営〉 ・経営体育成基盤整備事業（切り出し） ・高収益畑作モデル基盤整備事業 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業 ・基盤整備促進事業 ※1：水田水管理低コスト化事業
	定率助成 国 50(55) 県 14 地元36(31) ※()は、 過疎地域、 山村振興、 特定農山村 地域の場合	【実施区域】農業振興地域内農用地区域のうち、地域計画を策定した区域（R6は、協議の場で協議を実施した区域も可） 【要作成計画】地域内農地集積促進計画、農地中間管理事業との連携概要、農地耕作条件改善計画	※1：県事業：水田水管理低コスト化事業
	定率助成 国 50 県 50	【実施区域】県独自設定 事業を契機に、用水ポンプの電力量を2割程度削減、または新たな作付・規模拡大に取り組む地区 【事業内容】 水位・水温センサー、自動給水栓を水田へ導入し、スマートフォン等から遠隔監視を行うことで、水管理労力の削減や、用水ポンプの運転時間の見直しを行う。	
	事業主体： 土地改良区等		

<p>(2) 高収益作物転換型</p>	<p>〈団体営〉 定額助成 国定額</p> <p>定率助成 国 50(55) 県 14 地元36(31) ※()は、 過疎地域、 山村振興、 特定農山村 地域の場合</p>	<p>基盤整備と合わせて高収益作物の導入にチャレンジする地区を対象に、導入に向けた技術研修や、1年目の種子代・肥料代など、高収益作物導入に必要な経費を支援する。</p> <p>【実施区域】農業振興地域内農用地区域のうち、地域計画を策定した区域（R6は、協議の場で協議を実施した区域も可）</p> <p>【実施要件】受益農地の1/4以上を、新たに高収益作物に転換すること</p> <p>【要作成計画】高収益作物転換促進計画、農地中間管理事業との連携概要、農地耕作条件改善計画</p>	<p>本事業型を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業</p>
<p>(3) スマート農業導入推進型</p>	<p>〈団体営〉 定額助成 国定額</p> <p>定率助成 国 50(55) 県 14 地元36(31) ※()は、 過疎地域、 山村振興、 特定農山村 地域の場合</p>	<p>スマート農業に適した基盤整備が行われた農地を対象に、スマート農業の導入に向けたGNSS基地局の設置と、これに併せて農業用トラクタへの自動操舵システム等の導入を支援する。</p> <p>【実施区域】以下の①及び②を満たす地域 ①農業振興地域内農用地区域のうち、地域計画を策定した区域（R6は、協議の場で協議を実施した区域も可） ②別の国費が投入された基盤整備又は本事業のハード事業メニューにより、スマート農業に適した基盤が整備された又はされる予定の農地</p> <p>【要作成計画】スマート農業導入推進計画、農地中間管理事業との連携概要、農地耕作条件改善計画</p>	<p>本事業型を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業</p>
<p>(4) 病虫害対策型</p>	<p>〈団体営〉 定額助成 国定額</p> <p>定率助成 国 50(55) 県 14 地元36(31) ※()は、 過疎地域、 山村振興、 特定農山村 地域の場合</p>	<p>病虫害発生予察情報にて警報、注意報、特殊報が発表された地域を対象に、病虫害の発生予防・まん延防止を図るための土層改良、排水対策等を支援する。</p> <p>【実施区域】植物防疫法に基づく発生予察情報において警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地</p> <p>【要作成計画】病虫害対策計画、農地耕作条件改善計画</p>	<p>本事業型を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業</p>
<p>(5) 水田貯留機能向上型</p>	<p>〈団体営〉 定額助成 国定額</p> <p>定率助成 国 50(55) 県 14 地元36(31) ※()は、 過疎地域、 山村振興、 特定農山村 地域の場合</p>	<p>「田んぼダム」の実施に向けた調査・調整経費や実施するために必要な畦畔の更新、排水口の整備等を支援する</p> <p>【実施区域】以下の①及び②を満たす地域 ①農業振興地域内農用地区域のうち、地域計画を策定した区域（R6は、協議の場で協議を実施した区域も可） ②流域治水プロジェクトが策定・改定される水系、治水協定が締結される水系、地方公共団体が策定もしくは締結する防災に係る計画又は協定に位置付けられる地域のいずれかに指定もしくは指定される見込みの地域</p> <p>【要作成計画】水田貯留機能向上計画、農地中間管理事業との連携概要、農地耕作条件改善計画</p>	<p>本事業型を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業</p>
<p>(6) 土地利用調整型</p>	<p>〈団体営〉 定額助成 国定額</p> <p>定率助成 国 50(55) 県 14 地元36(31) ※()は、 過疎地域、 山村振興、 特定農山村 地域の場合</p>	<p>多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援する</p> <p>【実施区域】農業振興地域内農用地区域のうち、地域計画を策定した区域（R6は、協議の場で協議を実施した区域も可）及び、当該区域と一体的に農地として利用されている周辺区域</p> <p>【要作成計画】土地利用調整計画、農地中間管理事業との連携概要、農地耕作条件改善計画</p>	<p>本事業型を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業</p>

農業水路等長寿命化・防災減災事業

【事業主体】 県、市町村、土地改良区等

【事業内容】

- 1 長寿命化対策 (要領別表1)
- 2 防災減災対策 (要領別表2)
- 3 ため池の保全・避難対策 (要領別表3)
- 4 施設情報整備・共有化対策 (要領別表4)

【実施要件】

- (1) 長寿命化・防災減災計画を作成していること
- (2) 長寿命化対策(ア)及び防災減災対策(1)コ～シ、(3)ウを除く)を実施する場合には、上記(1)の要件に加え、以下の要件を全て満たすこと
 - ・交付対象事業1地区当たりの
 - ① 事業費 200万円以上
 - ② 受益農業従事者数 農業者2者以上
 - ③ 事業工期 原則3か年(5か年)以内 ※()はため池の整備の場合
- (3) 長寿命化対策(イ～オ)、防災減災対策(1)コ～シ、(3)ウ)、ため池の保全・避難対策を実施する場合には、上記(1)の要件に加え以下の要件を満たすこと
 - ・交付対象事業1地区当たりの
 - ① 事業工期 1か年以内
- (4) 本事業の対象とする施設は、原則として国営造成施設と一体となる農業水利施設等又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設等であること

※交付対象事業の事業内容は、要領別表1～3を参照のこと

※交付対象事業の定額助成の適用については、「農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱」を確認すること

<p>1 長寿命化対策</p>	<p>【アの場合】 (県営) 国 50(55) 県 27.5(27.5) 地元22.5(17.5) (県営:更新) 国 50(55) 県 31(30) 地元19(15) (団体営) 国 50(55) 県 14(14) 地元36(31) ※()は中山間地域等の場合</p> <p>【イ～オの場合】 国 定額 (※上限1,000万円/地区)</p>	<p>【対策種類】 (1)長寿命化対策</p> <p>【対策内容】 長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備</p> <p>【交付対象事業】 ア 水利施設整備 イ 機能保全計画策定等 ウ 実施計画策定 エ 水利用調査・調整 オ 耐震性点検・調査</p>	<p>要領別表1</p> <p>本対策を活用する県事業: (県営) ・県営かんがい排水事業</p> <p>(団体営) ・耕作条件改善事業</p>
<p>2 防災減災対策</p>	<p>【ア～ケの事業】 (県営) 国 50(55) 県 ※ 地元 ※ ※農村地域防災減災事業に準じる (団体営) 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※【アの事業】 国 50(55) 県 21(21) 地元 29(24) ※()は中山間地域等の場合</p> <p>【コ～シの事業】 国 定額 ※助成額の上限:1000万円(シ(ため池)の場合、3000万円)</p>	<p>【対策種類】 (1)自然災害等対策</p> <p>【対策内容】 自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備</p> <p>【交付対象事業】 ア ため池整備 イ 湛水防除 ウ 地盤沈下対策 エ 農業用排水施設整備 オ 土砂崩壊防止 カ 特定農業用管水路等特別対策 キ 農業用河川工作物応急対策 ク 施設撤去・廃止 ケ 水質保全対策 コ 利活用保全 サ 機能保全計画策定等 シ 実施計画策定 ス 耐震性点検・調査</p>	<p>要領別表2</p> <p>本対策を活用する県事業: (団体営)アの事業 ・農村地域防災減災事業</p>

2 防災減災対策	<p>〈県営〉 国 50(55) 県 未定 地元 未定 〈団体営〉 国 50(55) 県 18 地元32(27)</p>	<p>【対策種類】 (2)危機管理対策</p> <p>【対策内容】 防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備</p> <p>【交付対象事業】 ア 危機管理システム等整備</p>	<p>要領別表 2</p> <p>本対策を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業</p>
	<p>【アの事業】 国 50(55) 県 未定 地元 未定 【イ、ウの事業】 国 定額 ※助成額の上限 イ：堤高別に1000万～3000万円 ウ：500万円</p>	<p>【対策種類】 (3)ため池防災環境整備</p> <p>【対策内容】 ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備</p> <p>【交付対象事業】 ア 緊急的な防災対策 イ 地域防災上のリスク除去 ウ ハード整備の着手促進</p>	<p>要領別表 2</p>
	<p>【ア～ウの事業】 国 50(55) 県 未定 地元 未定 【エの事業】 国 定額 ※助成額の上限：1000万</p>	<p>【対策種類】 (4)流域治水対策</p> <p>【対策内容】 流域治水対策のために行う危機管理システムの整備等</p> <p>【交付対象事業】 ア 農業用排水施設整備 イ 危機管理システム等整備 ウ 附帯安全施設等整備 エ 管理体制強化対策点検・調査</p>	<p>要領別表 2</p>
3 ため池の保全・避難対策	<p>国 定額 ※助成額の上限 イ(ア)：500万円 イ(イ)：1000万円 ウ：500万円</p>	<p>【対策種類】 (1)ため池の保全・避難対策</p> <p>【対策内容】 緊急時の迅速な避難行動や適切な保安全管理につなげる対策</p> <p>【交付対象事業】 ア ハザードマップ作成 イ 監視・管理体制の強化 ウ 減災対策の実施</p>	<p>要領別表 3</p> <p>本対策を活用する県事業： 〈団体営〉 ・農村地域防災減災事業</p>
4 施設情報整備・共有化対策	<p>国 50 県 - 地元 50</p>	<p>【対策種類】 (1)施設情報整備・共有化対策</p> <p>【対策内容】 地理情報システムの情報整備</p> <p>【交付対象事業】 ア 農業水利施設情報等の地理情報システム化</p>	<p>要領別表 4</p> <p>本対策を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業</p>

<p>畑作等促進整備事業</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区、農協、農業法人等</p> <p>〈団体営〉 定率助成 国 50(55) 県 14(14) 地元 36(31)</p> <p>※()は中山間地域等の場合</p> <p>定額助成 国定額 (事業種類による)</p>	<p>【事業内容】 畑作・園芸作の振興を図るため、畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や排水改良、区画整理、農道整備、水稻から畑作物・園芸作物への転換に必要な暗渠排水や客土、パイプライン化等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援する。</p> <p>1 定率助成 ①ハード 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等 営農環境整備、小規模園地整備、園芸施設の撤去及び設置 ②ソフト 土地利用調整、地形図作成、農地集積、集団化、調査設計、実証ほ場、定着推進、施設機械リース、専門家による指導助言研修等</p> <p>2 定額助成 ①ハード 区画拡大（畦畔除去等）、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、土層改良、客土、更新整備 ②ソフト 権利関係、農家意向把握等に係る調査調整、果樹・茶に係る新植改植支援、専門家による指導助言研修等</p> <p>【実施要件】 (1) 総事業費：200万円以上 (2) 農業者数：2者以上 (3) 対象区域：農振農用地 (4) 工事期間：5年以内</p> <p>※作付転換支援：受益地内全ての水稻を畑作物、園芸作物に転換し、当該水田について、水田活用の直接支払交付金の交付対象から除外した場合、 ・定率事業は、ガイドライン（土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針）上の農家負担額を上限とする推進費を交付 ・定額事業は、工事費単価を10/10相当に引き上げ</p>	<p>本事業を活用する県事業： 〈県営〉 ・県営畑地帯総合整備事業</p> <p>〈団体営〉 ・耕作条件改善事業</p>
<p>畑地かんがい推進モデルほ場設置事業</p>	<p>〈県営〉</p> <p>事業主体：県</p> <p>国 50 県 50</p>	<p>基幹かんがい施設の整備の進捗に合わせた末端施設整備の円滑な推進と、多様化・高度化した土地及び水利用技術、作物栽培管理技術等とその普及を図る。</p> <p>【実施要件】 ・国営かんがい排水事業の受益地内の地域であること ・畑地かんがい技術の確立及びその啓発普及のモデルとなりうる地域であること</p> <p>【対象事業】 1 モデルほ場設置 農業用排水施設、整地工、農道、土層改良、暗渠排水等の新設、廃止又は変更 2 かんがい技術試験 土壌水分測定、気象観測等の調査測定用器具の設置及び調査測定試験</p>	<p>県事業名： 畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業</p>

1 2 農山漁村地域整備交付金

※農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農村地域防災減災事業で類似メニューが活用できる事業は省略。
 細部要件については、活用を検討する際に実施要綱等を参照すること。
 以下は農山漁村地域整備交付金のみ活用可能な事業の概要

農地整備			
農地整備事業			
耕作放棄地型	事業主体：県 国 50(55) 県 27.5 地元 22.5(17.5) ※()は中山間地域等の場合	【実施要件】 ・受益面積：20ha以上 ・受益面積に占める耕作放棄地及び耕作放棄地となる恐れのある農地の割合が6%以上 【計画の策定】 ・「耕作放棄地解消等基盤整備基本構想」の策定（市町村） ・「遊休農地利用増進土地改良整備計画」の作成（県）	要領別紙1-1 1-2 運用1 ※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、耕作放棄地解消・集積促進事業の活用が可能であり、事業費の最大7.5%の助成が受けられる。
通作条件整備	事業主体：県 国 50(55) 県 27.5 地元 22.5(17.5) ※()は中山間地域等の場合	1 基幹農道整備 (1) 一般型： ・受益面積が50ha以上（振興山村、過疎地域指定地域等は30ha以上） ・総事業費1億円以上 ・車道幅員4.0m以上 ・自動車交通量のうち農業に係るものが過半を占めていること ・「通作条件整備計画」を作成すること (2) 保全対策型： ・受益面積が50ha以上（振興山村、過疎地域指定地域等は30ha以上） ・総事業費3,000万円以上 ・個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること 2 一般農道整備 (1) 一般型： ・受益面積50ha以上（振興山村、過疎地域指定地域等は30ha以上） ・総事業費5,000万円以上 ・全幅4.5m以上 ・「通作条件整備計画」を作成すること (2) 樹園地等型 ・受益面積50ha以上（振興山村、過疎地域指定地域等は30ha以上） ・次に掲げるもののうち、農道網の整備に必要なもの (イ) 総事業費5,000万円以上、全幅4.5m以上の幹線農道 (ロ) 全幅がおおむね3m以上の支線農道 (ハ) 全幅がおおむね2m以上の末端耕作道 (ニ) 延長がおおむね500m以上の軌道等運搬施設 ・「通作条件整備計画」を作成すること (3) 農業集落間型 ・受益面積が30ha以上 ・総事業費5,000万円以上 ・車道幅員がおおむね4m以上 ・「通作条件整備計画」を作成すること (4) 保全対策型 ・受益面積が50ha以上（振興山村、過疎地域指定地域等は受益面積30ha以上） ・総事業費3,000万円以上 ・個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること	要領別紙1-1 要領別紙1-1 運用1
農業基盤整備促進事業	(各事業メニューの負担割合、採択要件等は農業競争力強化農地整備事業の同一メニューを参照)		要領別紙1-1 要領別紙1-2 運用2
実施計画策定事業			
実施計画策定	事業主体：県 国 50 県 25 地元 25 事業主体：市町村等 国 50 県 14 地元 36	土地改良法に基づいて実施する県営事業又は団体営事業（市町村営事業、土地改良区営事業）のための実施計画策定。 農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水事業の予定地区が対象。実施期間は、1年以内。	要領別紙1-1 要領別紙1-2 運用3

水利施設整備			
水利施設等整備事業			
基幹水利施設整備型 農業用水再編対策型 地域用水機能増進型 流域水質保全機能増進型 排水対策特別型 基幹水利施設保全型	(各事業メニューの負担割合、採択要件等は水利施設等保全高度化事業の同一メニューを参照)		要領別紙2 運用1
地域農業水利施設保全型	事業内容 (1)～(3) 事業主体：市町村等 国 50 (55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域等の場合 事業内容 (4) 事業主体：市町村等 国 50 県 未定 地元 未定	【事業内容】 対象施設：団体営造成施設等 (1) 機能保全計画の策定 (※) (機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む) (2) 機能保全計画等に基づく対策工事の実施 (3) 発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事の実施 (4) (2)に掲げる事業について、主に整備対象とする地域の諸条件の現況把握等を行い、これに基づき事業に必要な事項の調査及び検討を行い、実施計画を策定するもの 【採択要件】 (1) 施設機能の向上を主な目的としないこと (2) 事業の対象となる団体営造成施設等は、実施方針に位置づけられたものの (3) 事業内容 (1) は、末端支配面積が100ha以上の施設であって、施設状況を鑑み、予防的な対策が有効と見込まれるものであること (4) 事業内容 (2) は、受益面積が100ha以上 (事業内容 (1) の事業を実施していない場合は10ha以上) であること (5) 事業内容 (3) は、施設の劣化に起因すると想定されるものであること (6) 事業内容 (4) は、策定期間を1年以内とする	要領別紙2 運用1 ※機能保全計画で定めるもの ア 施設現況調査 (構造物の環境条件、変状、施設状況等)の概要及び結果 イ 施設機能診断 (劣化度合いの測定等)の概要及び結果 ウ 劣化原因究明のための構造物の監視 エ 機能保全対策 (対策工法、対策時期、対策概略費)
水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型 (中山間地域型含む)			
担い手育成対策	(各事業メニューの負担割合、採択要件等は水利施設等保全高度化事業の同一メニューを参照) ・ソフト事業を活用する場合は、農業農村活性化計画において担い手の経営面積が事業完了時に一定要件以上になること		要領別紙2 運用2
担い手支援対策	(各事業メニューの負担割合、採択要件等は水利施設等保全高度化事業の同一メニューを参照)		
広域農業用水適正管理対策事業			
広域農業用水適正管理対策事業	事業主体：県、市町村、土地改良区等	【事業内容】 以下の (1) 及び (2) に該当する農業水利施設の撤去を行うもの (1) 国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了しない等のため、用途廃止されずに残存しているもの残存 (2) 農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれのある農業水利施設 【実施要件】 以下のすべての要件に該当するもの (1) 国営土地改良事業の実施による施設の新設又は改築に伴い、撤去することが土地改良法第87条、同法第87条の2及び同法第87条の3のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた農業水利施設 (2) 次のいずれかに該当する農業水利施設の撤去 ア 当該施設下流域の農業用水を含めた河川の流水の適正な流下及び水利調整の円滑化に支障を及ぼすおそれのある農業水利施設 イ 放置すると河川の適正な利用の支障となったり、災害の発生の原因となるおそれのある農業水利施設で河川管理者から撤去を求められている施設 ※補助率は、従前の国営土地改良完了時の国庫負担率と同率	要領別紙2 運用4

農村整備			
農村集落基盤再編・整備事業			
集落基盤再編型	事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 50 県 15～25 地元 35～25	農村振興基本計画に即して作成される農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき実施される事業。 ア 農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業を一体的に実施する事業 イ 農村生活環境基盤整備事業のみを行う事業（一部事業を除く）	要領別紙4-1 運用1 1 農業生産基盤整備事業 (農業用排水・農道整備・ほ場整備・農用地開発・農地防災・客土・暗渠排水・農用地の改良又は保全)
中山間地域総合整備型 【集落型事業】 (一般型事業)	事業主体：県 国 55 県 30(25) 地元 15(20)	・農業生産基盤及び農村生活環境等の一体的整備を実施するもの ・過疎地域、山村振興、特定農山村の指定市町村又は準じる市町村であって、事業計画が農村振興基本計画等に即した内容であること。農業生産基盤整備事業（2工種以上）並びに農村生活環境整備事業を実施し、農業生産基盤整備事業の受益面積の合計が60ha以上（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の農用地が50%以上は20ha以上） ※()はH17以降新規採択地区で農業生産基盤整備以外の工種に適用	要領別紙4-1 運用1 2 農村生活環境整備事業 (農業集落道・飲雑用水・集排・防災安全施設・用地整備・活性化施設・活動拠点施設・集落環境管理施設・交流施設・情報基盤施設・市民農園・生態系保全施設・地域資源利活用施設・施設補強・施設環境整備・歴史的施設保全・施設集約・交換分合・集落土地基盤整備)
	事業主体：市町村 国 55 県 20(15) 地元 25(30)	農業生産基盤整備事業の2以上の受益面積の合計が概ね20ha以上（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の農用地が50%以上は概ね10ha以上） ※()はH17年度以降新規採択地区で農業生産基盤整備以外の工種に適用	
中山間地域総合整備型 【集落型事業】 (生産基盤型事業)	事業主体：県 国 55 県 30 地元 15	・事業対象地域を中心とした活性化の基本方向、土地状況に応じた整備の基本方向及び活性化の推進方策についての構想を策定 ・ほ場整備又はほ場整備と併せてその他の農業生産基盤整備事業を実施するもの。生産基盤にかかる受益面積が20ha以上（ほ場整備10ha以上を含む）	
	事業主体：市町村 国 55 県 20 地元 25	ほ場整備にかかる受益面積が概ね10ha以上	
中山間地域総合整備型 【集落型】 (生活環境型)	事業主体：県 国 55 県 未定 地元 未定	農村生活環境整備事業（一部事業を除く）及び特認事業のうち2以上の事業を行うもの	
中山間地域総合整備型 【広域連携型事業】	事業主体：県 国 55 県 未定 地元 未定	市町村全域から複数市町村に及ぶ広域的な地域からなり、農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業を一体的に行うものであり、2以上の農業生産基盤整備事業を実施。農村生活環境整備事業（一部事業を除く）及び特認事業のうち2以上の事業を行うもの。農業生産基盤整備事業の2以上の受益面積の合計が概ね60ha以上	
農業集落排水事業			
農業集落排水事業	事業主体：市町村等 国 50 県 10(13.5) 地元 40(36.5) ()は霞ヶ浦流域 ※霞ヶ浦流域とは「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」適用地域	【採択要件】 ・受益戸数概ね20戸以上、処理人口概ね1,000人程度規模以下、重金属等を含む工場排水等は対象外 ・農業集落排水資源循環促進計画が策定されていること。改築の場合は対象事業費が200万円以上、供用開始後7年以上 ・PFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討する ・改築の場合は、機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法を定めた「最適整備構想」が策定されていること ※県費補助分は、農業集落排水事業推進交付金として、事業実施翌年度から5ヶ年間で交付する（補助対象はハード事業に限る）	
農道整備事業			
農道整備事業	事業主体：県 国 50 県 25 地元 25	1 基幹農道整備事業 2 一般農道整備事業 交付要件：平成21年度以前に採択され着手していること。 ※基幹農道の補助率は、国9/18、県5/18、地元4/18	

1 3 農村整備事業			
農村インフラ施設の状況や地域における役割を点検し、施設の再編・集約、優先順位を付けた計画的な保全対策、地震、浸水、停電等の災害対策等の強靱化及び維持管理の効率化、農業生産性の向上等のための高度化を実施することにより、もって、農村に安心して住み続けられる条件を整備し、農村の持続性の向上を図る			
農業集落排水施設整備事業	<p>事業主体：市町村等</p> <p>国 50 県 10(13.5) 地元 40(36.5)</p> <p>()は霞ヶ浦流域</p> <p>※霞ヶ浦流域とは「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」適用地域</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 強靱化型：施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去 2 高度化型：新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去 3 調査計画策定：施設整備に必要な事業計画の策定 <p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共通要件 <ul style="list-style-type: none"> (1) 受益戸数概ね20戸以上、末端受益2戸以上 (2) 改築にあつては、最適整備構想及び維持管理適正化計画を策定。当該改築に要する費用の額が200万円以上かつ、次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ア 供用開始後7年以上経過 イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既設の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること (3) 整備又は改築にあつては、PFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること (4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあつては、1 処理区当たり1か所を上限とする 2 強靱化型：次のいずれかを満たすもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 定住人口概ね500人以上 (2) 浸水想定区域内にある (3) 処理区内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在する (4) 施設の再編・集約を行う 3 高度化型：維持管理の効率化・適正化に向けた新技術を導入 4 調査計画策定：1から3までに定める採択要件を満たす施設 <p>※県費補助分は、農業集落排水事業推進交付金として、事業実施翌年度から5ヶ年間で交付（補助対象はハード事業に限る）</p> <p>※施設の整備・更新に当たり、「集排汚泥資源の農地還元率100%を達成すること」を目標として定めた場合に、3 調査計画費の国補助率を1/2から定額に変更</p>	要領別紙1
営農飲雑用水施設整備事業	<p>事業主体： 【営農飲雑用水施設整備事業】 県、市町村、土地改良区、一部事務組合、農協等</p> <p>【地域資源活用施設整備事業】 県、市町村、土地改良区、一部事務組合、地方公共団体等が出資する法人、農協等</p> <p>【集落防災安全施設整備事業】 県、市町村、土地改良区、一部事務組合、農協等</p> <p>【強靱化型、高度化型】</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 強靱化型：既設の営農飲雑用水施設について、保全対策、耐震、浸水、停電対策、管理システム等の整備又は再編に伴う施設の整備若しくは撤去 2 高度化型：農業生産性の向上、農産物の生産コストの削減若しくは6次産業化に資する整備又は維持管理の効率化等のための既設の営農飲雑用水施設の整備 3 調査計画策定：施設整備に必要な事業計画の策定 <p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共通要件：末端受益が2戸以上 2 強靱化型：個別施設計画の策定、かつ次のいずれかを満たすもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 給水戸数がおおむね50戸以上であるもの (2) 土砂災害警戒区域内にあるもの (3) 給水区域内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの (4) 施設の再編・集約を行うもの 3 高度化型：次のいずれかを満たすもの。（1の条件を同時に満たす場合は、強靱化型で実施できる対策を併せて実施できる） <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実に見込まれること。 (2) 維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備等、新技術を導入するものであること。 4 調査計画策定 1から3までで定める採択要件を満たす施設を対象としていること 	要領別紙3
地域資源活用施設整備事業	<p>国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>()内は中山間地域で行うもの</p> <p>【調査計画策定】</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 既設の地域資源活用施設の更新整備及び機能強化 ② 地域資源活用施設の整備 ③ 地域資源活用施設の諸条件についての調査等及び施設整備に必要な事業計画の策定 <p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次の全てを満たすものであること <ul style="list-style-type: none"> (1) 停電時の自立運転機能を付与するもの（自立運転機能を付与する設備の設置は、単独では実施しない） (2) 次のいずれかを満たすものであること <ul style="list-style-type: none"> ア 電力供給対象施設への電力の直接供給機能を付与するもの イ 市町村等との協定締結等により、災害時の非常用電源として地域で活用することが確認されていること 2 ②により整備する地域資源活用施設のうち太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、電力供給対象施設の操作や点検、監視等が行えるよう、1に掲げる要件に加え、次のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> (1) 停電時にも電力供給対象施設の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること (2) 電力供給対象施設における所要電力を賄うため、発電電力を施設内の電気設備に直接供給できる機能を有すること 	要領別紙4

<p>集落防災安全施設整備事業</p>		<p>【事業内容】 1 既設の農業集落防災安全施設の更新整備、整備水準の向上を図る保全対策又は撤去 2 施設整備に必要な事業計画の策定</p> <p>【採択要件】以下の全ての要件を満たすものとする。 1 既設の農業集落防災安全施設を対象とすること 2 災害が発生した場合に、家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある施設であること</p>	<p>要領別紙5</p>
<p>農道・集落道整備事業</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区連合、農業協同等 集落道の整備にあつては県、市町村及び広域活動組織に限る</p> <p>【強靱化型、高度化型】 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ()内は集落道の整備であつて中山間地域で行うもの</p> <p>【調査計画策定】 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】 1 強靱化型：既設の農道又は集落道の、更新整備、保全対策、耐震対策又は再編に伴う路線の変更若しくは撤去 2 高度化型：既設の農道又は集落道の改良 3 調査計画策定：施設整備に必要な事業計画の策定</p> <p>【採択要件】 1 強靱化型 (1) 個別施設計画の策定、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。 ア 受益面積が50ha以上、車道幅員4m以上 イ 地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの ウ 主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの エ 施設の再編・集約を行うもの (2) 総事業費3千万円以上（(1)のイ、ウ又はエに該当するものにあつては800万円以上） 2 高度化型 (1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実に見込まれること (2) 総事業費がおおむね3千万円以上 3 調査計画策定：1又は2で定める採択要件を満たす施設を対象としていること。</p>	<p>要領別紙2</p>
<p>計画策定等事業</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区、要領別紙1から5までにおいて定める事業実施主体とする</p> <p>定額</p>	<p>【事業内容】 1 施設計画策定事業：施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針（農業集落排水施設にあつては維持管理適正化計画をいう。）の策定を行う 2 機能保全計画策定事業：農村インフラ施設の機能保全計画（農業集落排水施設にあつては最適整備構想）の策定（機能保全計画の策定に必要な当該施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む）を行う。 なお、機能保全計画策定事業において策定する機能保全計画では、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 対象施設 (2) 計画期間 (3) 対策の優先順位の考え方 (4) 個別施設の状態等 (5) 対策内容と実施時期 (6) 対策費用</p> <p>【採択要件】 1 施設計画策定事業：事業費が200万円以上 2 機能保全計画策定事業：要領別紙1から5までにおいて定める採択要件（事業費に関するものを除く）を満たす施設を対象としていること</p>	<p>要領別紙6</p>

1 4 農山漁村振興交付金			
<p>少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を支援</p> <p>【対象事業】農山漁村振興推進計画（山村振興計画、活性化計画、総合化事業計画、農商工等連携事業計画）に基づき行う</p> <p>1 農山漁村発イノベーション対策（ソフト・ハード） 4 最適土地利用総合対策（ソフト・ハード） 2 中山間地域農業推進対策（ソフト） 5 情報通信環境整備対策（ソフト・ハード） 3 山村活性化対策（ソフト） 6 都市農業機能発揮対策（ソフト）</p>			
<p>農山漁村発イノベーション等整備事業【定住促進対策型、交流対策型】 （うち生産基盤及び施設の整備（その他））</p>	<p>事業主体：県、市町村、一部事務組合、農協等国 50～55 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】 農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」に基づき、県又は市町村が創意工夫を活かした活性化計画に基づく取組を総合的かつ機動的支援する。</p> <p>【採択要件】 1 地域の目指す姿を数値目標の形で明確化する「活性化計画」を策定すること 2 個別メニューごとの要件を満たしていること（下記（1）の事業については、生産機械施設、処理加工集出荷貯蔵施設、農山漁村定住促進施設等の整備と併せ行う場合に限る） （基盤整備関連） （1）基盤整備：農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、客土、区画整理、農地造成、農用地保全、交換分合、土地改良施設保全、農業集落道等 （2）付帯工種：簡易給排水施設、営農飲雑用水施設、防災安全施設</p>	<p>農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領</p>
<p>最適土地利用総合対策</p>	<p>□事業内容1 ・事業主体：県、市町村、地域協議会等 ・国 55 県 未定 地元 未定</p> <p>□事業内容2 ・実施主体：民間団体等 ・国 定額</p>	<p>□事業区域：農業振興地域内農用地区域内農用地及びその農用地と一体的に整備する必要がある農用地等であって、中山間地域等である区域</p> <p>□事業内容1（最適土地利用総合事業） ・営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地等に区分し、実証的な取り組みを行った上で、土地利用構想を事業開始から3年以内に策定 ・実施期間：原則2年以上、上限5年間</p> <p>□事業内容2（最適土地利用推進サポート事業） ・事業実施主体の取り組み内容や農地保全状況などの確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開などに取り組む。 ・実施期間：原則上限1年間</p>	<p>農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領</p>

15 県単土地改良事業

県単土地改良事業			
農業生産基盤整備事業 (一般地帯型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 37.5 (42.5, 50.0) 地元 62.5 (57.5, 50.0)	受益面積が5ha～20ha（山間部では3ha～20ha）、事業費20万円以上のもの ※負担割合欄の（）は事業完了後に転作が行われるもので、受益面積が1～20haまでのもの ・水田の区画整理が伴う場合は、県40%（45%） 地元60%（55%） ・強靱化対策・省エネ対策を行う場合は、県50% 地元50%	事業種目 1 かんがい排水 2 ほ場整備 3 暗渠排水 4 客土 5 農道整備 6 農地保全 7 特認事業
(山間急傾斜地帯型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 47.5(52.5) 地元 52.5(47.5)	山間急傾斜地帯指定地域（以下「指定区域」という）で行う事業で、受益面積が1ha～20ha、事業費20万円以上のもの ※負担割合欄の（）は事業完了後に転作が行われるもの ・水田の区画整理が伴う場合は、県50%（55%） 地元50%（45%） 強靱化対策・省エネ対策を行う場合は、県55% 地元45%	
(畑地基盤対策特別パイロット型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 40 地元 60	受益面積が概ね20ha以下で畑地率が50%以上、事業費20万円以上のもので、次のうちいずれかに該当すること 1 受益面積のうち15%以上の農地の流動化計画のある地区 2 畑地かんがいによるブロックローテーションの営農計画がある地区	
(地域水田緊急整備型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 37.5(47.5) 地元 62.5(52.5)	同一集落内で2工種以上を整備する事業で、受益面積が5ha～20ha（山間部では3ha～20ha、指定地域では1ha～20ha）、事業費20万円以上のもの ・対象工種：農業用排水施設、暗渠排水（浅層・補助暗渠を含む）、畦畔除去等、客土、土壌改良 ※負担割合欄の（）は指定区域で実施する場合	
(土地改良施設緊急整備補修型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 25 地元 75	災害以外の原因により機能が損なわれ、早急に対応する必要がある土地改良施設の補修を行う事業で、事業費が20万円以上のもの	
(ため池整備型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 地元 50	堤とう及びその附帯施設の改良、池敷の改良又は拡張、その他貯水量を増大させるために必要な施設の新設又は改良を行う事業で、事業費が20万円以上のもの	
(用水障害対策型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50(2/3) 地元 50(1/3)	農業用用水に障害をきたし、かんがい施設の新設・改良を行う事業で、事業費が10万円以上のもの次の要因によるもの 1 河床の変動 2 水質汚濁 ※負担割合欄の（）は、1の要因が人為的な場合	
(防災安全施設型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 地元 50	土地改良事業により造成された施設での転落事故等の未然防止を図るために行う事業で、事業費が20万円以上のもの 1 土地改良事業により造成された施設のうち、安全の確保を目的として行う更新、補修又は改修 2 現行の基準に照らして整備が必要となる安全施設の新設	
(防災減災施設型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 地元 50	湛水防除事業により造成された施設の小規模な補修や耐震化対策を実施し、施設の安定的な機能発揮及び長寿命化対策を行う事業 ・湛水防除事業により造成された施設について、災害発生の際においても、その機能が発揮されるようにすることを主たる目的として行う、小規模な更新又は補修及び耐震化対策等を行う事業であり、事業費が20万以上かつ5,000万円以下のもの	
(有機農業推進型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50(55) 地元 50(45)	有機農業の取組を推進するために必要な事業であって、受益面積が概ね20haまでのもの ※負担割合欄の（）は指定区域で実施する場合	
農村環境整備事業 (生活関連農道整備型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 37.5(47.5) 地元 62.5(52.5)	集落間や集落と公共施設を結ぶ、受益面積10ha未満、延長1.0km以下、幅員4m以上の農道の整備、既設農道（幅員4m以上）に設置する歩道（幅員1.5m～2.0m）を整備する事業で、事業費20万円以上のもの ※負担割合欄の（）は指定区域で実施する場合	休止中

	(集落水辺環境保全整備型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 地元 50	ため池・農業用排水路等の施設を利用した親水護岸等の設備及び水質浄化施設の整備を行う事業で、受益面積3ha以上、事業費20万円以上の	休止中
	(農業集落排水整備型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 (55) 地元 50 (45)	農業振興地域内で行う、し尿、生活雑排水処理施設の整備を行う事業で、受益個数20戸未満、事業量20万円以上のもの ※負担割合欄の () は霞ヶ浦地域内で実施する場合	休止中
	(茨城グリーン道路景観形成型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 市町村 50	広域営農団地農道整備事業により整備された農道の道路用地内の景観形成を図り、植栽及び沿線に設置する駐車場の施設用地造成を行う事業で、事業費20万円以上のもの	休止中
農業水利施設強靱化促進事業				
	施設監視支援	事業主体：県 負担割合：県100	受益面積20ha以上の県営造成施設を対象として行う事業で、県内全域の農業水利施設の強靱化に資すること ・施設監視マニュアル等技術指針の作成 ・監視箇所の選定や監視方法、監視効果の検証方法をまとめた図書類の作成 ・管理体制強靱化に要する技術体系の構築に資する各種調査、研修等	(事業成果が県内局所地域に限られる場合は採択不可)
	保全管理強化	事業主体：県、市町村、土地改良区 負担割合： 県 75 地元 25	受益面積20ha以上の県営造成施設を対象とし、機能診断や機能保全対策、管理台帳整備、水利用再編検討・調査等を行う事業で、以下のいずれかの要件に該当すること (事業主体：県) ・受益面積20ha以上の県営事業を実施中 又は、完了後まもない県営造成施設であること。ただし事業主体を県とする機能診断、機能保全対策の実施については、個別施設計画が策定済みであり、且つ、県営事業を実施中に限る。 (事業主体：市町村、土地改良区) ・受益面積100ha以上且つ個別施設計画が策定済みの県営造成施設であること	(区分) 機能診断機能保全対策管理台帳整備水利用再編
	ふるさと農道整備事業	事業主体：県 負担割合： 県 70 (うち起債90%) 地元 30	集落間又は集落と基幹的道路若しくは基幹的公共施設等との間を結ぶ農道等農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設、改良等の事業で、次の要件を全て満たす事業 ・受益面積50ha (過疎・山振地帯30ha) 以上、全幅4m以上、総事業費6千万円以上。	
	中山間地域農業基盤整備促進事業	事業主体：市町村、土地改良区、農協、共同施行 負担割合： 県 62.5 地元 37.5	生産条件が不利な中山間地域において、水田から畑地への転換のために行う簡易な基盤整備 ・1ha未満の農地で、2名以上の地権者がいること。 ・中山間地域等直接支払制度の対象地域 ・畦畔除去、暗渠排水、客土、用排水路、進入路、電牧柵等を対象	
水田畑地化推進事業				
	畑地化基盤整備事業	事業主体：市町村、土地改良区、農協、農業法人等 負担割合： 県 62.5 地元 37.5	内容：用排水施設整備、暗渠排水、客土、畦畔除去等の基盤整備 要件：水田受益面積1ha以上20ha未満かつ畑地化面積1ha以上 (中山間地域は、0.5ha以上10ha未満かつ畑地化面積0.5ha以上)	
	畑地化調査・調整事業	事業主体：市町村、土地改良区、農協、農業法人等 負担割合： 県 50 地元 50	内容：営農計画の策定費用、営農意向調査、土壌診断、地下水調査、作付実証ほ、栽培技術の指導、市場調査等 要件：畑地化基盤整備事業と一体となって実施	
	畑地化指導事業	事業主体：県 負担割合：県100	内容：県が行う啓発普及、実証試験、効果検証 要件：高収益作物導入に資するために必要な事業内容であること	

16 農地集積関連

<p>(県事業名) 経営体育成関連流動化 促進事業</p>	<p>対象事業完了までに農地の集積等の一定条件を達成又は達成見込みのある場合において、受益者等に対して助成・支援を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農業経営高度化計画」の作成 ・中心経営体への集積率等が一定の率を達成すること ・高度経営体が一定以上育成されること ・高度経営体への利用集積面積や、面的集積が一定の率を達成すること ・担い手への耕作放棄地の面的集積率が一定の率を達成すること <p>※記載内容以外にも要件がある場合があるので、要綱・要領を必ず確認すること</p>	<p>経営体育成基盤 整備事業、県営 畑地帯総合整備 事業（担い手育 成型）に限る</p>	
<p>土地利用調整事業 (土地利用調整 指導事業)</p>	<p>事業主体：県 負担割合： 国 50(55)[定額] 県 50(45) ※()は中山間地域等の 場合</p>	<p>土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、県が行う指導事業</p> <p>※国事業名(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○競争力：農地整備事業 高度土地利用調整事業(指導事業) ○競争力：農地整備事業 水田貯留機能向上支援事業(指導事業) ○農山交：農地整備事業(経営体育成型) 高度土地利用調整事業(指導事業) ○農山交：農地整備事業(耕作放棄地型) 耕作放棄地解消支援事業(指導事業) ○保全高度化：畑地帯総合整備事業 高度土地利用調整事業(指導事業) ○農山交：畑地帯総合整備型 高度土地利用調整事業(指導事業) 	
<p>土地利用調整事業 (土地利用調整 推進事業)</p>	<p>事業主体：市町村等 負担割合： 国 50(55)[定額] 県 25(25) 市町村 25(20) ※()は中山間地域等の 場合</p>	<p>市町村等が自主的に土地利用調整活動等を行う推進事業</p> <p>※国事業名(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○競争力：農地整備事業 高度土地利用調整事業(調査・調整事業) ○競争力：農地整備事業 水田貯留機能向上支援事業(調査・調整事業) ○農山交：農地整備事業(経営体育成型) 高度土地利用調整事業(調査・調整事業) ○農山交：農地整備事業(耕作放棄地型) 耕作放棄地解消支援事業(調査・調整事業) ○保全高度化：畑地帯総合整備事業 高度土地利用調整事業(調査・調整事業) ○農山交：畑地帯総合整備型 高度土地利用調整事業(調査・調整事業) 	
<p>高生産性農業 集積促進事業</p>	<p>事業主体：市町村 負担割合： 国 3/6(5.5/10) 県 2/6(3.0/10) 市町村 1/6(1.5/10) ※()は中山間地域等の 場合</p>	<p>(中心経営体)一定の集積率を達成した地区に対して、総事業費の一定割合を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度までに下記要件を満たしている場合に助成。 <農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業の場合> ・中心経営体の集積率 <ul style="list-style-type: none"> ・55%以上65%未満の場合5.5% (うち80%以上を集約化 6.5%) ・65%以上75%未満の場合6.5% (うち80%以上を集約化 8.5%) ・75%以上85%未満の場合7.5% (うち80%以上を集約化10.5%) ・85%以上 の場合8.5% (うち80%以上を集約化12.5%) <p>※国事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> ○競争力：農地整備事業 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業) ○保全高度化：畑地帯総合整備型 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業) ○保全高度化：農地集積促進型 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業) <p><農山漁村地域整備交付金の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体の集積率 <ul style="list-style-type: none"> ・35%以上45%未満の場合3.5% ・65%以上75%未満の場合6.5% ・45%以上55%未満の場合4.5% ・75%以上 の場合7.5% ・55%以上65%未満の場合5.5% <p>※国事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農山交：農地整備事業(経営体育成型) 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業) <p>(高度経営体)一定の集積増加を達成した地区に対して、総事業費の一定割合を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度までに下記要件を満たしている場合に助成。 ・高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合、総事業費の2%を限度とする等 (耕作放棄地)担い手に面的に集積される耕作放棄地の面積割合に応じて一定割合を助成。 <p>※国事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農山交：農地整備事業(耕作放棄地型) 農業経営高度化促進事業(耕作放棄地解消・集積促進事業) <p>(高収益作物)一定の高収益作物の作付面積の増加を達成した地区に対して、総事業費の一定割合を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度までに下記の要件を満たしている場合に助成 ・高収益作物の作付割合の増加率 <ul style="list-style-type: none"> ・5% 以上6% 未満の場合 6.25% ・8% 以上9% 未満の場合 10.00% ・6% 以上7% 未満の場合 7.50% ・9% 以上10%未満の場合 11.25% ・7% 以上8% 未満の場合 8.75% ・10%以上 12.50% <p>※国事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保全高度化：畑地帯総合整備型 農業経営高度化促進事業(産地形成促進事業) ○保全高度化：高収益作物導入促進型 農業経営高度化促進事業(産地形成促進事業) 	
<p>耕地利用高度化 推進事業</p>	<p>事業主体：市町村 負担割合： 国 3/6(5.5/10) 県 2/6(3.0/10) 市町村 1/6(1.5/10) ※()は中山間地域等の 場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、(耕作放棄地活用のための条件整備活動)その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 ・生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査 ・ハード事業の総事業費の2%を限度とする <p>※国事業名(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○競争力：農地整備事業 耕地利用高度化推進事業 ○競争力：農地整備事業 水田貯留機能向上推進事業 ○農山交：農地整備事業(経営体育成型) 耕地利用高度化推進事業 ○農山交：農地整備事業(耕作放棄地型) 耕作放棄地活用推進事業 ○保全高度化：畑地帯総合整備事業 耕地利用高度化推進事業 ○農山交：畑地帯総合整備型 耕地利用高度化推進事業 	

17 地元負担金軽減

<p>経営体育成 促進事業</p>	<p>事業主体：日本政 策金融公庫</p>	<p>対象となるハード事業の農家負担分の5/6（ただし、農家負担率が12%を越える場合には、年度事業費の10%以内）を限度として無利子資金を融資</p> <p>・採択要件 以下のいずれかに掲げる要件を満たすこと。 （1）次の全てを満たすこと ア）「告示第1号」及び「告示第3号イ」を満たすこと。 イ）事業完了時に次の（ア）（イ）のいずれかを満たすこと。 （イ）認定農業者の全農家戸数に占める割合が目標以上となる （イ）認定農業者が30%以上増加 （2）「告示第1号」及び「告示第3号ロ」を満たすこと。 （3）「告示第1号ハ」及び「告示第3号イ」を満たすこと。 （4）「告示第1号」及び「告示第3号ハ」を満たすこと。 （5）「告示第1号」及び「告示第3号ニ〜リ」を満たすこと。</p> <p>○告示第1号（農業者及び農業者の組織する団体に関する事項） イ：農業者（農地所有適格法人を含む） ロ：農業生産組織（ハに規定する集落営農を除く） ハ：集落営農 ニ：法人（イに規定する農地所有適格法人を除く）</p> <p>○告示第3号（事業の完了する以前において利用権の設定等又は農作業の受託を受けると見込まれる農用地の面積についての基準に関する事項） 当該事業の完了時において、当該事業に係る地域の面積に占める、第1号に規定する担い手の「担い手農地利用集積率」について、以下に定めるイからハの通りとなることが確実と見込まれること。 イ：担い手が「告示第1号イ、ロ、ハ」の場合 （1）採択時：20%未満⇒完了時：30%以上となる （2）採択時：20%以上～50%未満⇒完了時：10%以上増加 （3）採択時：50%以上～55%未満⇒完了時：60%以上となる （4）採択時：55%以上～90%未満⇒完了時：5%以上増加 （5）採択時：90%以上～95%未満⇒完了時：95%以上となる （6）採択時：95%以上⇒事業完了時：増加すること ロ：担い手が「告示第1号ニ」の場合 担い手農地利用集積率が30%以上となること</p> <p>当該事業の完了時において、当該事業に係る地域の面積に占める、第1号に規定する担い手の「担い手農地地的集積率」について、以下の二からリに定める通りとなることが確実と見込まれること。 ニ：採択時：13%未満⇒完了時：20%以上となる ホ：採択時：13%以上～35%未満⇒完了時：7%以上増加 ヘ：採択時：35%以上～38.5%未満⇒完了時：42%以上となる ト：採択時：38.5%以上～63%未満⇒完了時：3.5%以上増加 チ：採択時：63%以上～66.5%未満⇒完了時：66.5%以上となること リ：採択時：66.5%以上⇒完了時：増加すること</p> <p>※対象となる事業 ①農業競争力強化農地整備事業 ・農地整備事業（経営体育成型及び中山間地域型） ②水利施設等保全高度化事業 ・畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）） ③農山漁村地域整備交付金 ・農地整備事業（経営体育成型、耕作放棄地型） ・水利施設等整備事業（畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策））</p>	
-----------------------	---------------------------	--	--

農家負担金軽減支援対策事業費			
<p>水田・畑作 経営所得 安定対策等 支援事業</p>	<p>事業主体：土地改良事業団体連合会 定額助成</p>	<p>担い手への農用地の利用集積を支援するための水田・畑作経営所得安定対策等支援計画に従って、土地改良区等（要件に該当する事業地区）に対して、公募団体が負担金の支払いの一部に充てる資金の貸付け（農家負担金の5/6を限度に無利子貸付）を行う</p> <p>・採択要件：（認定期間は令和7年度まで） 次のいずれかに掲げる要件を満たすこと 1 担い手農地利用集積率が①から⑤のとおり増加すること ①事業採択時80%未満（10%以上増加） ※目標年度の担い手農地利用集積率が60%未満の場合は採択しない ②事業採択時80%以上90%未満（5%以上増加） ③事業採択時90%以上95%未満（95%以上となること） ④事業採択時95%以上（事業実施により担い手への利用集積が見込まれること） ⑤事業採択時100%（これを維持すること） 2 高収益作物の生産額が20%以上増加すること 3 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られていること</p> <p>※対象となる事業（次のア及びイのいずれの要件も満たすもの） ア. 中心経営体農地集積促進事業の対象となる事業（経営体育成促進事業の対象事業①～③）及び水利施設等保全高度化事業のうち水利施設整備事業（農地集積促進型）は除く イ. 土地改良法の手続きを経た土地改良事業</p>	
<p>災害被災地域 土地改良 負担金償還 助成事業</p>	<p>事業主体：土地改良事業団体連合会 定額助成</p>	<p>災害被災地域土地改良負担金償還助成計画に従って、土地改良区等（要件に該当する事業地区）に対して、公募団体が一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る営農再開までの負担金の償還利息に相当する額を助成する事業</p> <p>・採択要件（認定期間は令和7年度まで） 被災した農用地又は土地改良事業等により造成された土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること ①農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ②土地改良法第88条 ③海岸法第5条又は第6条 ④地すべり等防止法第7条又は第10条 ⑤独立行政法人水資源機構法第12条第1項第3号 ⑥独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第9号及び森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第6号</p>	
<p>農地有効利用 推進支援事業</p>	<p>事業主体：土地改良事業団体連合会 定額助成</p>	<p>農地耕作条件改善事業の実施地区で農地の担い手集積率の向上が図られる地区に対して、以下の支援を行う。 ① 農家負担金の償還利子相当額の5/6を限度に土地改良区等に対して助成する。 ② 農地の長期間の賃貸借契約締結に伴い、土地改良事業償還金等債務のある農地の出し手に対する賃料の一括前払いに必要な借入資金にかかる償還利子相当額を農地中間管理機構等に対して助成する。</p>	

18 計画調査費関連

県事業名：土地改良施行予定地区計画調査費

計画調査	事業主体：県 負担割合： 県 50 地元 50	県営土地改良事業（かんがい排水、経営体、畑総、防災、農道、その他）施行予定地区に係る計画調査を行う。 （経営体・畑総等にあつては、換地の事前調査を含む）	
実施計画策定	事業主体：県 負担割合： 国 50（定額） 県 25（-） 地元 25（-） ※中山間の場合 国 55（定額） 県 22.5（-） 地元 22.5（-）	県営土地改良事業のうちかんがい排水、経営体、畑総又は防災事業の施行予定地区に係る計画調査。（国庫補助事業の活用） ※国事業名 ・競争力：実施計画策定等事業 ・保全高度化：実施計画策定事業（施設計画策定事業 _(定額) ） ※令和7年度まで ・防災減災：各事業の実施計画策定等 ・農山交：農地整備（実施計画策定事業） ※詳細は活用時に要綱・要領等を確認すること	
田園環境整備計画策定	事業主体：県 負担割合： 県 1/3 地元 2/3	環境に配慮した事業計画を策定するための施行予定地区にかかわる生態系等の調査等を行う。	
産地育成畑地整備促進事業	事業主体：県 負担割合： 県 3/4 地元 1/4	畑地帯総合整備事業の啓発地区において基礎調査等を実施し、事業化に向けた計画調査実施の合意形成を図る。	
団体営調査設計事業	事業主体：県 負担割合： 国 50 県 14 地元 36	団体営土地改良事業の施行予定地区に係る調査計画に要する経費について、補助する。 ※国事業名：農山交 農地整備（実施計画策定事業） ・土地改良法に基づく事業のための実施計画策定であるものとする。	
農業集落排水事業（調査）	事業主体：市町村等 負担割合： 国 50（定額） 地元 50（-）	1 農業集落排水施設の整備又は改築に必要な調査等に要する経費の補助 2 農業集落排水施設の機能診断調査及び最適整備構想策定に要する経費の補助 ※（ ）は 2 の事業内容に適用	
県単土地改良事業（調査設計事業）	事業主体：土地改良連合会等 負担割合： 県50 地元50	県単土地改良事業に係る調査設計について、支援する。 ・事業費：10 万円以上	

(4) 農業基盤整備資金等

1 農業基盤整備資金の概要

農業基盤整備資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るためのかんがい排水、ほ場整備、農道、農地造成などの農業生産基盤の整備開発を行う事業の推進や、農業集落排水施設の整備など生産基盤と一体として行う生活環境基盤の改善を図るための資金である。

(1) 融資対象となる事業

農地・牧野の新設・改良・造成事業及び災害復旧事業が融資対象となる。

① 改良・造成事業

主たる事業種類	事業内容
かんがい排水	・頭首工(井堰)、ため池、農業用排水施設、水路、温水施設等(併せ行う安全施設等の設置を含む。)の新設・改良。しゅんせつ船等の取得
畑地かんがい	・畑地かんがい施設(スプリンクラーの立ち上がり、ヘッドを含む。)の新設・改良
ほ場整備	・区画整理、かんがい排水施設、客土、暗渠排水、農道等の工種を総合的に実施する事業
暗渠排水	・完全暗渠(土管の埋設)、簡易暗渠(朶木、竹、木材、石れきの埋設)、弾丸暗渠(地下穿孔機を牽引する方法)等の新設
客土	・搬入客土、流水客土、ポンプ客土
農道	・農道(単独舗装や併せ行う安全施設等の設置を含む。)の新設・改良。農道橋の新設・改良
索道	・空中ケーブル新設・改良。軌条(モノラック)の新設・改良
畦畔整備	・コンクリート、ブロック、石積畦畔
石れき除去	・耕作に支障となる石れきを除去する事業
農地造成	・畑(普通畑、樹園地[地目変換の事業を含む。])、田(わさび田等を含む。)の造成
農地保全	・シラス等の特殊土壌対策、急傾斜地帯対策、水質障害対策等の事業
防災	・老朽ため池事業、地盤沈下対策、たん水防除等の事業
維持管理	・土地改良施設の補修、更新、しゅんせつ等の事業(水路の補改修、土水路のコンクリート装甲、フリューム設置、水路や農道の安全施設設置、用排水施設のオーバーホール・塗装、維持管理に必要な建物・施設や機械の取得など。)
農村環境基盤施設	・農林水産省の補助事業として実施する農業集落道、農業集落排水施設、営農飲雑用水施設及び集落防災安全施設の新設・改良。なお、農業集落排水施設については、補助事業に係る農業集落排水整備計画に定められた地域において補助事業を補完して一体的に実施される非補助事業も融資の対象とする。
集落環境基盤施設	・農林水産省の補助事業として実施する連絡道の新設・改良
飲雑用水施設	・土地改良事業関係補助金交付要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づいて行うもの並びに以上の各事業と一体の計画の下に行う末端支派線の工事にかかるもの。

(注) 主たる事業種類に掲げる共通なものとして、調査設計費も融資の対象となる。

② 災害復旧事業

農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の災害復旧

③ 留意事項

ア 融資対象事業 行政庁の許認可を要する事業及び事項については、許認可を受けたものが融資の対象となる。

イ 分担金融資 地方公共団体が行う事業について受益者が負担する分担金等は条例に基づくものに限り融資の対象となる。

ただし、特別な理由により条例により難くかつ融資の必要があると認められる場合（例えば災害復旧事業の繰上施行や調査設計事業）はこの限りではない。

ウ 補助事業 事業には補助事業と非補助事業がある。補助事業とは国からの補助金及びN T T株式の売払収入を活用した国から貸し付けられる無利子貸付金（これらを財源の全部又は一部とする都道府県の補助金を含む。）が支出される事業をいい、非補助事業はその他の事業をいう。従って地方公共団体単独の補助金が交付される事業、畜産振興事業団の助成金を受ける事業及び地方競馬全国協会の補助金を受ける事業等は非補助事業である。

エ 利子軽減対象事業 非補助事業のうち、非補助土地改良事業助成措置要綱（昭和33年10月8日付け33農地第3814号農林事務次官通達）により行政庁の選認定を受けた事業は、利子軽減対象事業として更に有利な条件で融資を受けられる・

（注）現在は金利情勢の変化等をかんがみ、平成8年9月20日より、当分の間中止している。

2 経営体育成促進事業（担い手育成農地集積事業）

「担い手育成農地集積資金」は、経営体育成促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け農振第2431号農林事務次官通知）に基づき、経営体育成基盤整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、効率的かつ安定的な経営体の育成をすることを目的として融資される日本政策金融公庫の資金（無利子貸付）であり、農業基盤整備資金と一体として融資を行うものである。

(1) 貸付金額の最高限度

貸付けを受ける者が負担する額のうち、原則として年度事業費の10%以内（ただし、農家負担金が年度事業費の12%以下の場合には農家負担金の6分の5以内）

なお、本無利子資金と一体として貸し付けられる農業基盤整備資金については、限度を設けないため、農家負担金の全額について、公庫資金の貸付けが受けられることになる。

(2) 貸付対象事業の採択要件

1. 事業完了時における認定農業者の増加が基準以上であること。
2. 事業完了時における担い手の経営等農用地面積のシェアが基準以上であること。

要件未達成の場合は、調整金（無利子融資と同時に貸付を受けた農業基盤整備資金（有利子）と同利率で算出される利子相当額）を貸付対象者から徴収することになる。

3 融 資 条 件

区 分	事 業 主 体	借 入 主 体	利 率 (年 利)	償 還 期 間 (据 置 期 間 を 含 む)	据 置 期 間	融 資 限 度 額
補 助 残 県 営 土 地 改 良 事 業	県	土 地 改 良 区 農 協 等	1.25%	25年以内	10年以内	・貸付を受ける者の負担 する額 ・最低借入限度額 50万円
補 助 残 団 体 営 土 地 改 良 事 業	市 町 村 土 地 改 良 区 共 同 施 行 農 業 振 興 法 人	農 協 土 地 改 良 区 共 同 施 行 農 業 振 興 法 人	1.10%	同 上	同 上	同 上
非 補 助 土 地 改 良 事 業	同 上	同 上	1.10%	同 上	同 上	同 上
災 害 復 旧 事 業	同 上	同 上	融 資 期 間 に よ り 0.50~1.10%	同 上	同 上	・貸付を受ける者の負担 する額 ・最低借入限度額 10万円
担 い 手 育 成 農 地 集 積 資 金	同 上	土 地 改 良 区 農 協 等	無 利 子	同 上	同 上	次のいずれか低い額 ・当該年度に負担する額の 5/6 ・融資対象事業費の10%

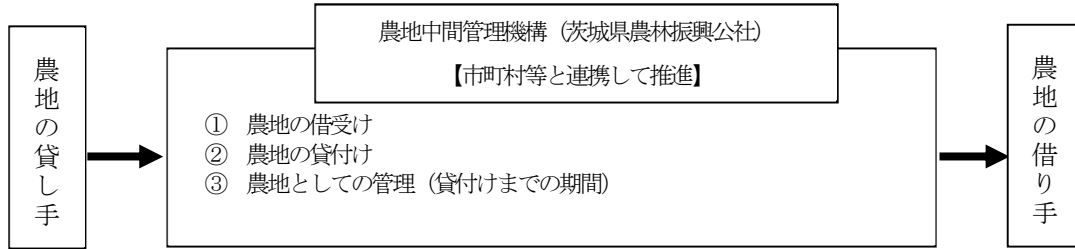
(注)表中の金利は令和6年2月20日現在のものである。

(5) 農地中間管理事業

農地中間管理事業は、「農地中間管理事業の推進に関する法律（H25.12.13公布）」に基づき、県が（公社）茨城県農林振興公社を農地中間管理機構（以下「機構」という。）に指定（H26.4.1）し、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進などによる農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業生産性の向上を目的とする事業である。機構は、市町村等と連携して、農業をリタイヤする方や経営規模を縮小したい方の農地を借り受け、担い手等へ農地を転貸する。

なお、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が定める貸借の権利設定（利用権）については、市町村における地域計画の策定日または令和7年3月31日のいずれか早い日をもって廃止される（設定済みの利用権について、契約期間中は有効）。

<農地中間管理事業のしくみ>



出し手

- 規模縮小
- 経営転換
- 農地相続

でお困りの方



農地を貸すメリット

貸付期間満了後、農地は確実に出し手に戻ります。	貸付期間満了後、継続して貸付することもできます。
設定した地代は機構から確実に支払われます。（現物納付も可能）	公的な機関なので、安心して貸付できます。

担い手

- 規模拡大
- 新規参入

をお考えの方



農地を借りるメリット

長期の借入期間により（原則10年）安定した営農が可能です。	分散した農地の集約化が可能となり作業効率や生産性の向上につながります。
地代は機構にまとめて支払っていただき、機構が出し手へ個別に支払います。	耕作ができなくなった場合、機構が次の担い手を探します。

<機構が借り受ける農地の基準>

- ・市街化区域以外の農地であること（市街化区域の農地を当該区域以外にある農用地と一体的に利用するときは対象）
- ・再生作業が著しく困難な遊休農地ではないこと
- ・土地改良区賦課金の滞納がないこと
- ・農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地であること 等

<お問い合わせ>

茨城県農林振興公社（最寄りの農林事務所所在の機構推進員）または市町村農政担当課まで

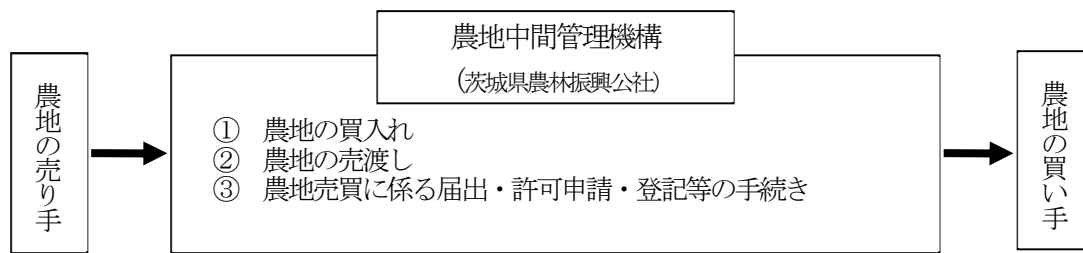
農地中間管理機構（茨城県農林振興公社）	TEL：029-239-7131
県北農林事務所（常陸太田合同庁舎3F）	TEL：0294-33-8772
県央農林事務所（水戸合同庁舎3F）	TEL：029-231-6560
鹿行農林事務所（鉾田合同庁舎2F）	TEL：0291-32-6272
県南農林事務所（土浦合同庁舎3F）	TEL：029-823-5633
県西農林事務所（筑西合同庁舎5F）	TEL：0296-48-8225

(6) 農地売買等事業（農地中間管理機構が行う特例事業）

機構では、農地の貸し借りの他に、農業経営基盤強化促進法（S55.5.28 公布）に基づき、農地中間管理機構の特例事業として、農地売買等事業も行っている。

この事業は、機構が農業をやめる方や経営規模を縮小したい方から農地を買入れて、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者等に対して、農地を効率的に利用できるように調整したうえで、農地の売渡し等を行う事業であり、売り手・買い手への税制優遇措置の制度もある。

<農地中間管理事業（特例事業）のしくみ>



<機構を通じた売買の適用要件>

- ・市街化区域以外の農地であること（市街化区域の農地を当該区域以外にある農用地と一体的に利用するときは対象）
- ・買入れ価格は、近傍類似の取引価格を参考に、農業委員会の意見を聴いて定める
- ・売渡相手方の農地取得後の経営面積が、所在市町村の平均経営面積以上となること 等

<お問い合わせ>

茨城県農林振興公社または、最寄りの市町村農業委員会まで

農地中間管理機構（茨城県農林振興公社） TEL：029-239-7131

(参考)補助率推移表

(2) 県単土地改良事業補助率推移表

